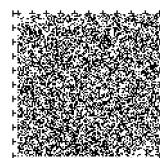


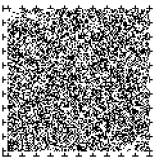
第5期 富田林市障がい福祉計画・ 第1期 富田林市障がい児福祉計画

2018(平成30)年度～2020年度



2018(平成30)年3月
富田林市





はじめに

いつまでも健やかで生きがいを持って暮らすことは、誰もが持つ願いです。

福祉に対するニーズが増加し、複雑化・多様化する中、障がいのある人の自立を支援するサービスを効果的かつ、効率的に提供していくことが益々重要となっています。

このような中、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」により、身体・知的・精神・難病等、障がいの種別に関係なく、一元的に障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を受けることが可能となりました。今後は、ニーズの多様化に対し、よりきめ細やかな支援の充実を図ることとなっています。

本市では、「富田林市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援に取り組んできたところです。

あわせて、「児童福祉法」の改正により「障がい児福祉計画」を新たに策定することとなり、幼年期から老年期までライフステージに応じて切れ目ない支援を行うため、今般、「第5期富田林市障がい福祉計画・第1期富田林市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

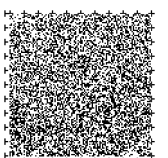
この計画は、これまでのサービス利用実績や、障がいのある人を対象としたアンケート調査による利用実態、利用意向等を踏まえ、2018（平成30）年度から2020年度までの障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の利用見込み量と方策について計画したものです。

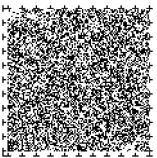
今後は、この計画を基本として、障がいのある人が自立した地域生活または社会生活を営むことができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民ならびに関係諸団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました障がい者施策推進協議会委員ならびに地域自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

2018（平成30）年3月

富田林市長 多田利喜





目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

第 2 章 障がい者（児）の現状

1	富田林市の障がい者（児）を取り巻く現状	5
2	アンケート調査	11
3	障がい者団体ヒアリング調査	18
4	指定特定相談支援事業所等のアンケート調査	22

第 3 章 第 4 期障がい福祉計画の現状

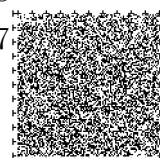
1	目標の達成状況	26
2	障がい福祉サービスの利用状況	28
3	地域生活支援事業の利用状況	42
4	児童福祉法に基づくサービスの利用状況	50

第 4 章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	51
2	障がい者手帳所持者の推計	52
3	目標設定の考え方	53

第 5 章 第 5 期障がい福祉計画

1	第 5 期計画の目標と実現に向けた取組	54
2	障がい福祉サービスの計画値と確保の方策	58
3	地域生活支援事業の計画値と確保の方策	67



第6章 第1期障がい児福祉計画

- 1 第1期計画の目標と実現に向けた取組…………… 74
- 2 障がい児通所支援等の計画値と確保の方策…………… 76
- 3 子ども・子育て支援等の計画値と提供体制…………… 78

第7章 計画の推進

- 1 国、大阪府、近隣市町村との連携…………… 80
- 2 市民、民間団体、事業者との連携…………… 80
- 3 人材の育成・確保…………… 80
- 4 点検および評価の考え方…………… 80

資料編

- 1 策定経過…………… 81
- 2 富田林市障害者施策推進協議会条例…………… 83
- 3 富田林市障がい者施策推進協議会 委員名簿…………… 85

音声コード付与について

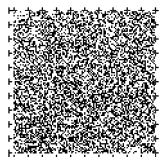
この計画には、目の不自由な方等への情報提供に役立てられている「音声コード」を採用しています。なお、文字数の制限等により、内容が異なる場合があります。

「害（がい）」の字の表記について

市が作成する文章等において、マイナスのイメージのある「害」の漢字をできるだけ用いないようにしています。この計画書では、通常「障害」と漢字表記にする名称についても、すべてひらがなで表記しています。ただし、法律等の固有名詞はそのまま表記しています。

元号の表記について

本計画において、2019年5月1日より新元号への改元が予定されているため、同年同月以降を西暦表記のみとしております。





計画策定にあたって

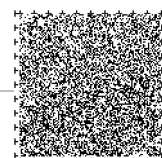
1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、福祉に対するニーズはますます複雑化・多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては、2013（平成 25）年 4 月に「障害者自立支援法」を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。2016（平成 28）年 5 月には、障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

本市においても、「富田林市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

今回、2015（平成 27）年 3 月に策定した「第 4 期富田林市障がい福祉計画」の計画期間が 2018（平成 30）年 3 月をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、「第 5 期富田林市障がい福祉計画」を策定します。また、今後の障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、障がい福祉計画と一体的に「第 1 期富田林市障がい児福祉計画」を新たに策定します。

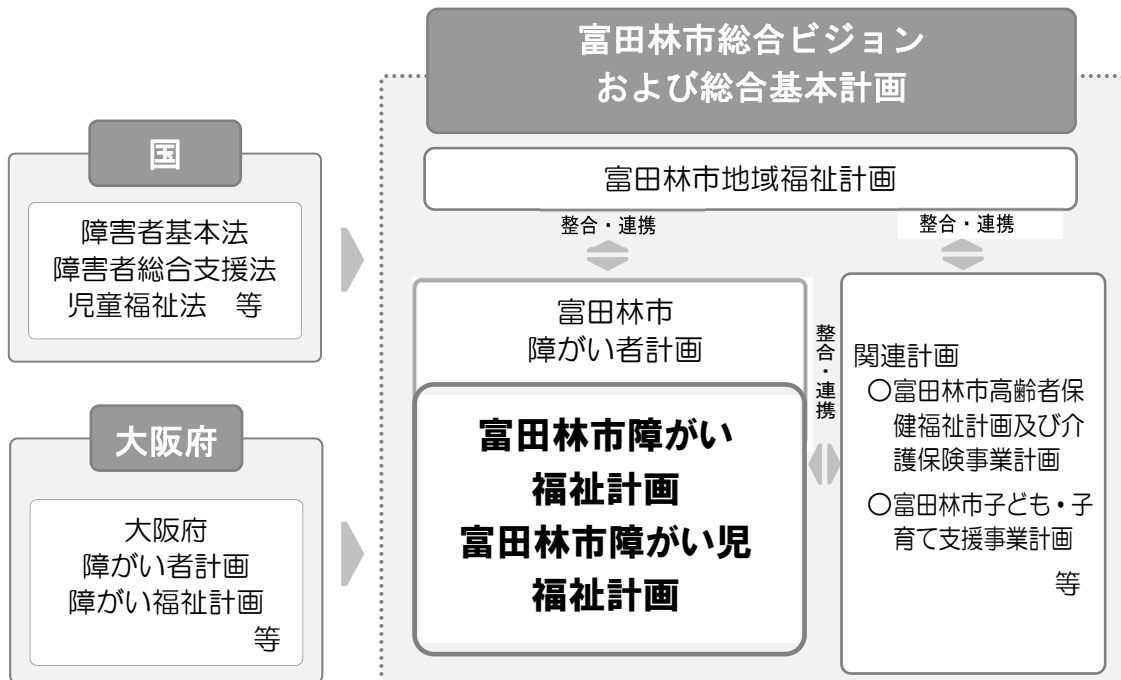


2 計画の位置付け

「第5期富田林市障がい福祉計画・第1期富田林市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」、「富田林市地域福祉計画」や「富田林市障がい者計画」等の上位計画および他の関連計画との整合性を図り策定します。

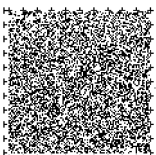
また、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、本市では、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。

【図 富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の位置付け】



【表 富田林市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	富田林市障がい福祉計画（第5期）	富田林市障がい児福祉計画（第1期）
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置付け	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	2018（平成30）年度～2020年度	
計画の内容	○2020年度までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○2020年度までの数値目標を設定 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携



3 計画の期間

本計画は、3年を1期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間とします。

【図 計画期間】

年度	2018 (平成30) 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画	第4次富田林市障がい者計画								
	第5期富田林市 障がい福祉計画			第6期富田林市 障がい福祉計画			第7期富田林市 障がい福祉計画		
	第1期富田林市 障がい児福祉計画			第2期富田林市 障がい児福祉計画			第3期富田林市 障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

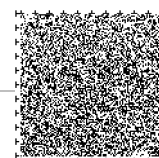
（1）計画策定の機関

本計画は、障がいのある人の代表、障がい福祉に関する事業に従事する人、学識経験者、市議会議員代表、関係行政機関の職員等で構成する富田林市障がい者施策推進協議会において審議して計画を策定しました。

（2）障がい者のニーズ把握と計画への反映

本計画策定に先立ち、サービス見込み量の算出や、その確保の方策を検討するための基礎資料を得るため、障がい者手帳所持者およびサービス支給決定者を対象としたアンケート調査を行いました。

また、市内の障がい者団体へのヒアリング調査や指定特定相談支援事業所等を対象としたアンケート調査を行いました。

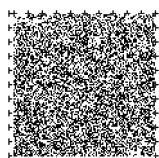


（３）地域自立支援協議会への意見聴取

本計画の策定にあたり、富田林市障がい者地域自立支援協議会に意見を聴取しました。

（４）国・大阪府との連携

本計画の策定にあたり、国や大阪府の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら、策定作業を進めました。





障がい者（児）の現状

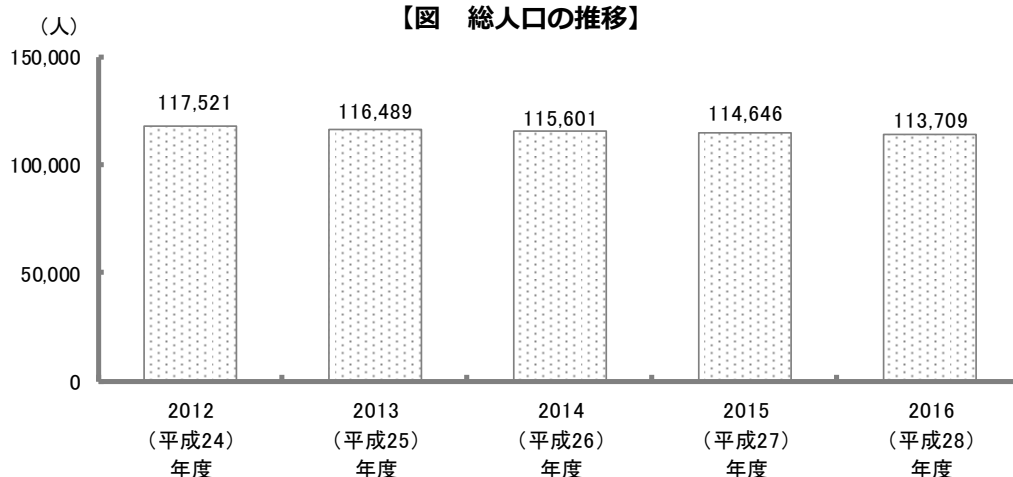
1 富田林市の障がい者（児）を取り巻く現状

（１）人口

本市の人口は減少傾向にあり、2016（平成28）年度では113,709人と、2012（平成24）年度からこれまでの間に約3,800人減少しています。

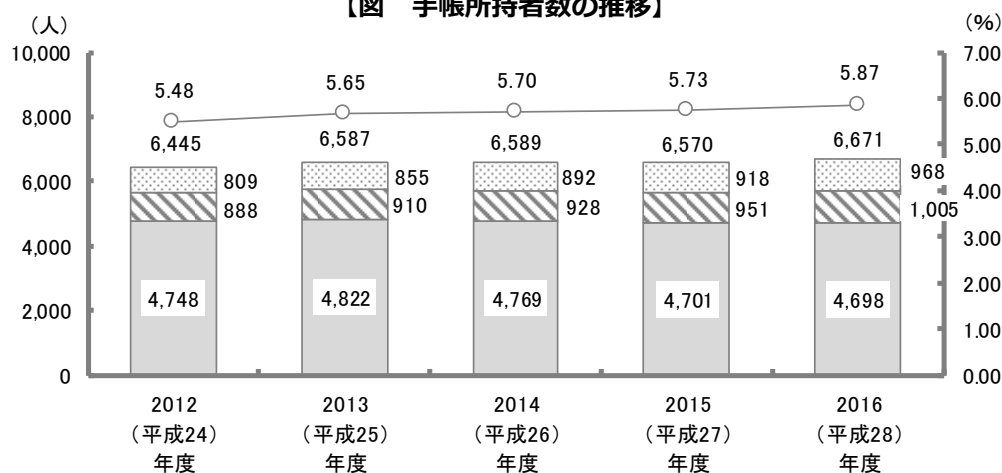
その一方で、障がい者手帳所持者の数は増加傾向にあり、2016（平成28）年度には6,671人と、2012（平成24）年度から約200人増加しています。また、総人口に占める割合も、徐々に上昇しています。

【図 総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年度末）

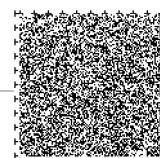
【図 手帳所持者数の推移】



■ 身体障がい者手帳所持者数
 ■ 療育手帳所持者数
 ■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

○ 人口比率

資料：庁内資料（各年度末）



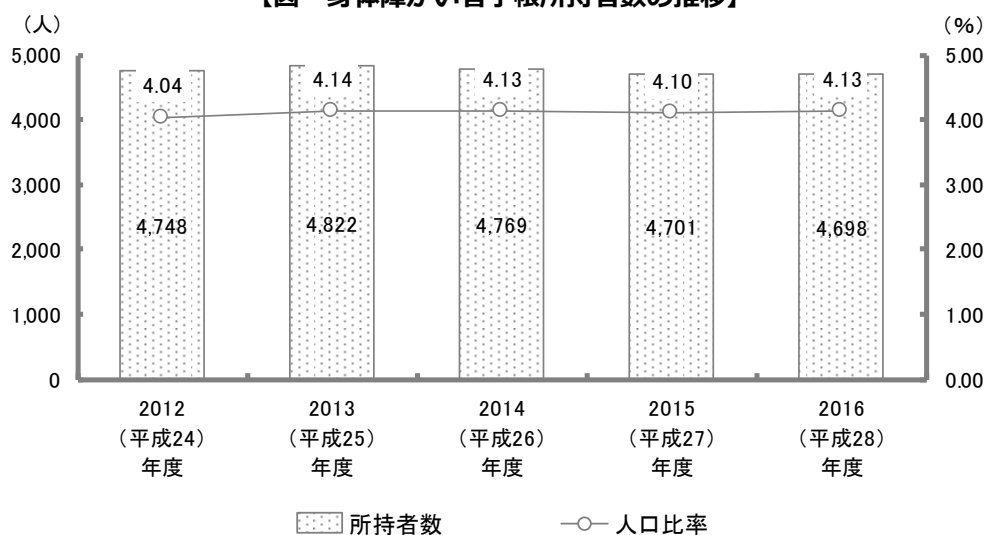
(2) 障がい者（児）の状況

① 身体障がい者（児）

2016（平成 28）年度時点の身体障がい者手帳所持者の数は、やや減少しており、2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度で 50 人減少しています。総人口に占める身体障がい者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、約 4 %となっています。

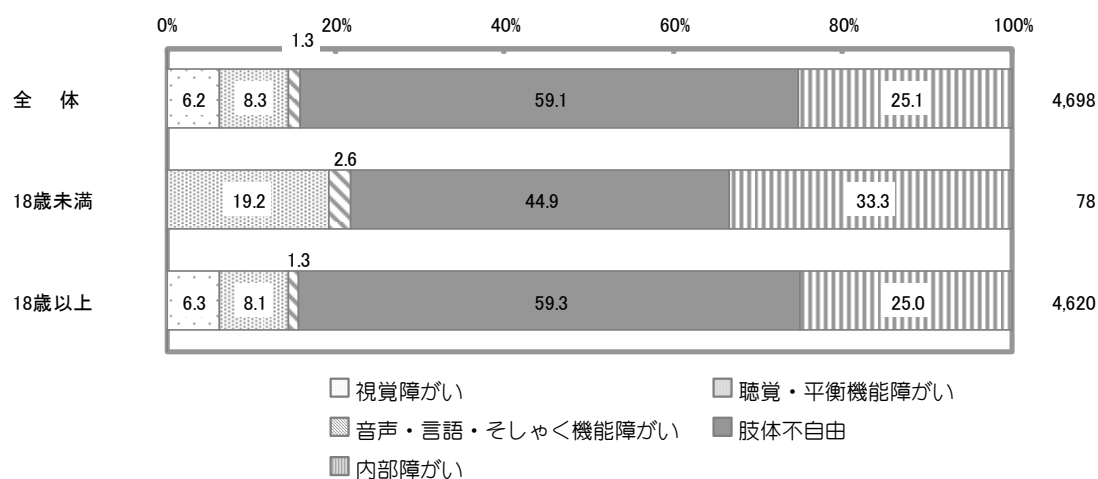
2016（平成 28）年度時点の身体障がい者手帳所持者の内訳は、肢体不自由が約 6 割、内部障がいと聴覚・平衡機能障がいとが 2 割半ばとなっています。また、18 歳未満では聴覚・平衡機能障がい、内部障がいの占める割合が、18 歳以上に比べ高くなっています。

【図 身体障がい者手帳所持者数の推移】

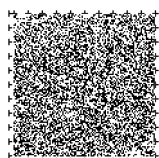


資料：庁内資料（各年度末）

【図 年齢別・身体障がい者手帳所持者の障がい部位割合】

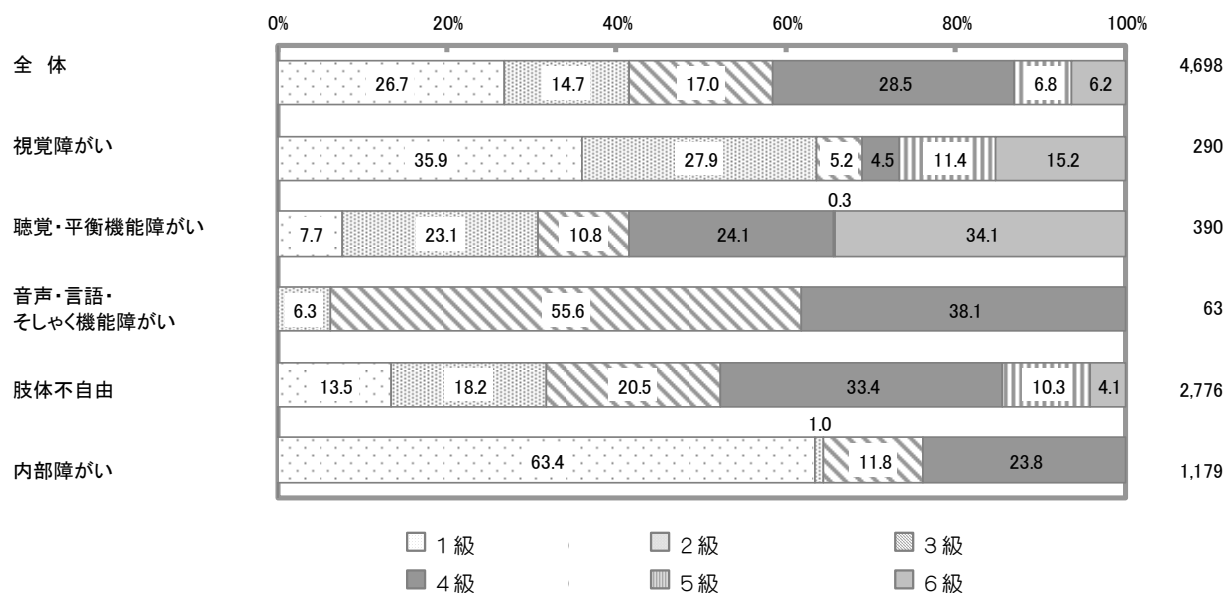


資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）

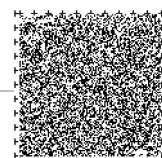


2016（平成 28）年度時点の部位別の身体障がい者手帳所持者の等級割合については、内部障がいでは、1 級が約 6 割を占めています。また、音声・言語・そしゃく機能障がいでは、3 級が 5 割半ばを占めています。

【図 部位別・身体障がい者手帳所持者の等級割合】



資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）

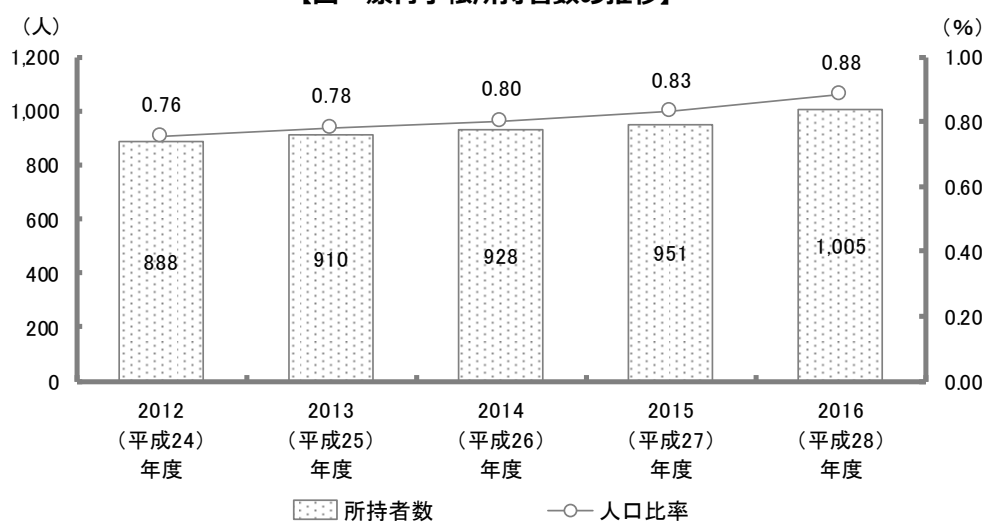


② 知的障がい者（児）

療育手帳所持者の数は増加しており、2016（平成 28）年度には 1,000 人を超えています。また、総人口に占める割合も上昇しており、2016（平成 28）年度は 0.88%となっています。

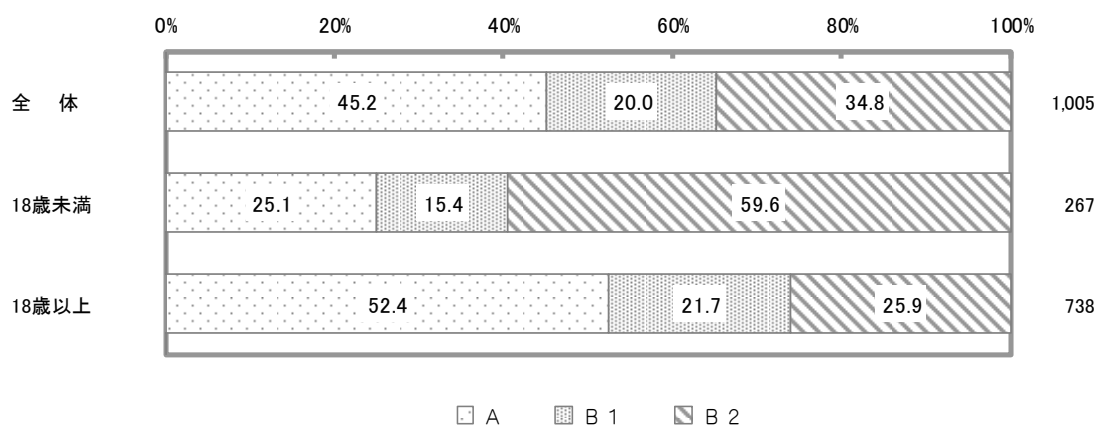
療育手帳所持者の内訳をみると、A 判定が約半数を占めていますが、18 歳未満に限定してみると、B 2 判定が約 6 割を占めています。

【図 療育手帳所持者数の推移】

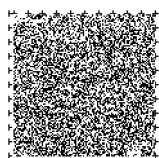


資料：庁内資料（各年度末）

【図 年齢別・療育手帳所持者数の判定割合】



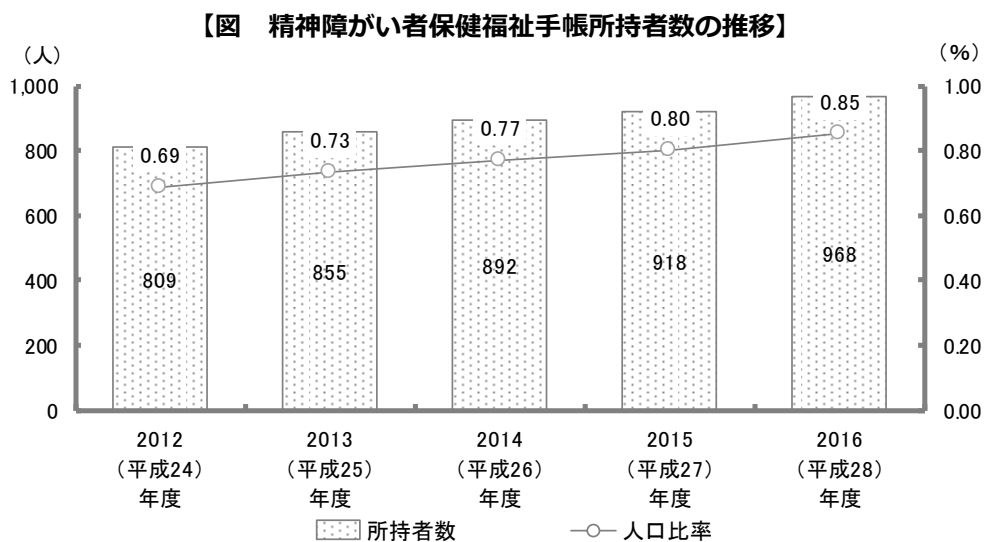
資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）



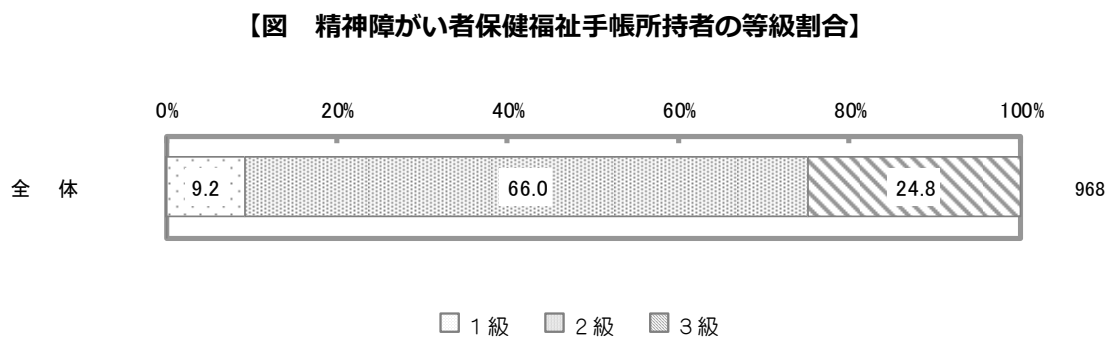
③ 精神障がい者(児)

精神障がい者保健福祉手帳所持者の数は増加しており、2016（平成 28）年度には 968 人となっています。また、総人口に占める割合も上昇しており、2016（平成 28）年度は 0.85%となっています。

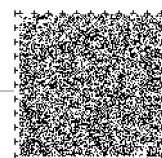
等級別の割合をみると、約 7 割の人が 2 級となっています。



資料：庁内資料（各年度末）

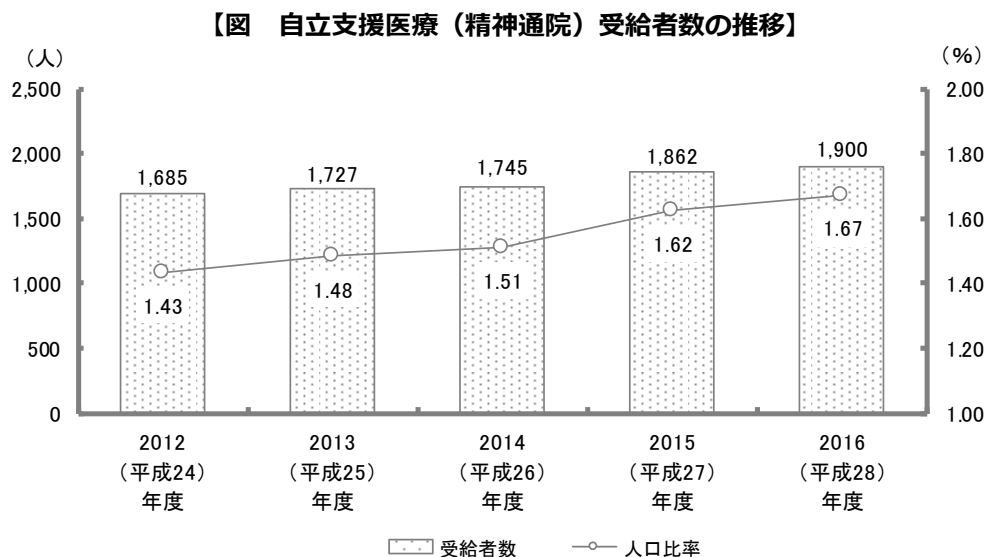


資料：庁内資料（2016（平成 28）年度末）



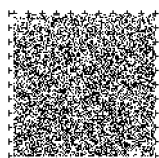
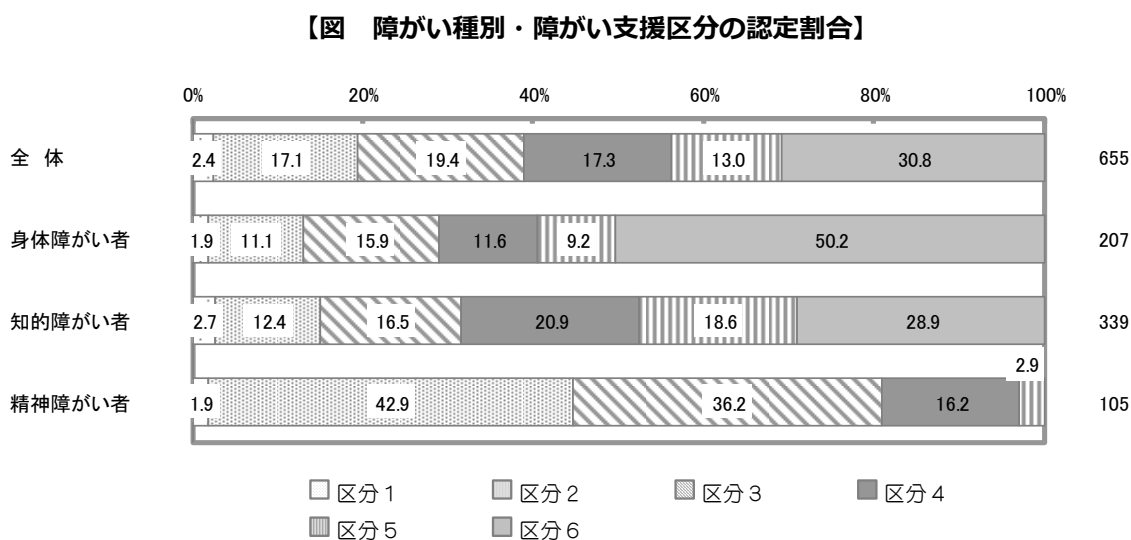
④ 自立支援医療（精神通院）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、受給者数、人口比率とも増加し、2016（平成 28）年度には 1,900 人（人口比率 1.67％）となっています。



⑤ 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分の認定状況は、全体では区分 6 が 3 割を超えています。障がい種別でみると、精神障がいのある人では区分 2 が約 4 割、区分 3 が 3 割半ば、身体障がいのある人では区分 6 が約 5 割となっています。



2 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がい者福祉に関する考えや意見等を聞き、計画を策定するための基礎資料とするため、調査を実施しました。

② 調査対象

本市在住の障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者から 1,500 人を無作為抽出

③ 調査期間

2016（平成 28）年 10 月 25 日～11 月 30 日

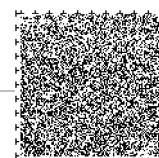
④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500 通	906 通	60.4%

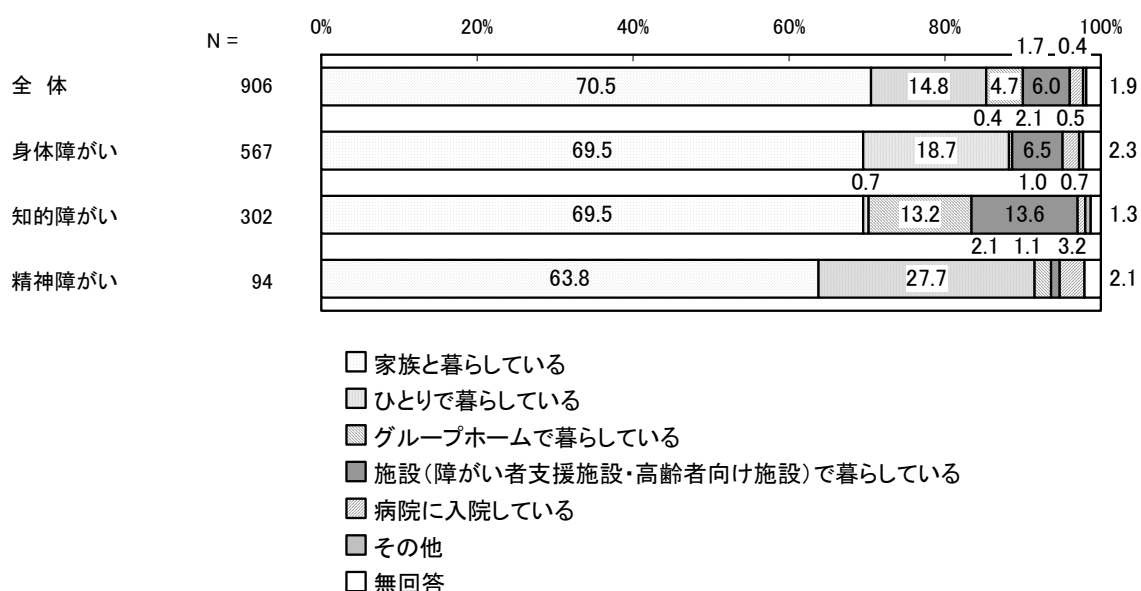
注) 障がいのある子ども等に関わる集計結果においては、主に保護者や代理の方が本人の状況や意向等を考慮して回答いただいております。



(2) アンケート調査の主な結果

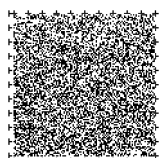
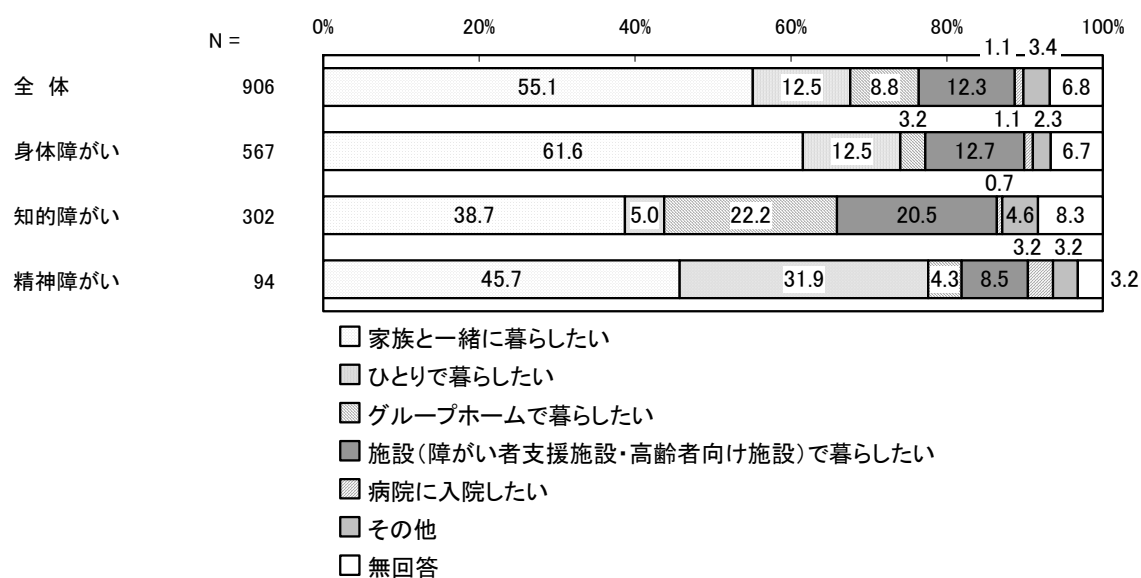
① 現在の暮らしの状況

いずれの障がいでも、「家族と暮らしている」人が6割以上と最も多くなっています。一方、「ひとりで暮らしている」人は精神障がいのある人では約3割と多くなっています。



② 将来に希望する暮らし方

全体では「家族と一緒に暮らしたい」が5割以上となっていますが、知的障がいのある人では4割未満で、「グループホームで暮らしたい」、「施設（障がい者支援施設・高齢者向け施設）で暮らしたい」がそれぞれ約2割となっています。一方、精神障がいのある人では、「ひとりで暮らしたい」の割合が3割を超えています。



③ 地域で生活するために必要な支援

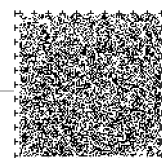
全体では、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が約6割となっており、次いで「経済的な負担の軽減」、「大規模な災害が起きた時の避難の支援」となっています。

精神障がいのある人では、「経済的な負担の軽減」の割合が6割半ばと最も高くなっています。

※複数回答 単位：％

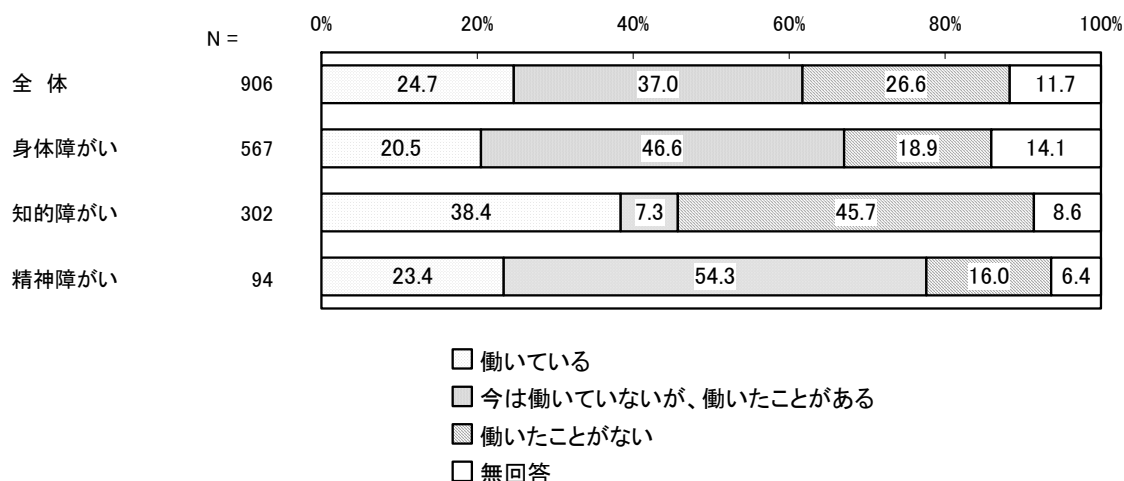
区分	有効回答数 (件)	自宅 で適切な医療的ケアが 受けられること	障がい者に適した住まいの 確保	同居する家族等への支援	必要な福祉サービスが適切 に利用できること	日常生活に必要な訓練(リハ ビリ)サービスの充実	就労訓練や福祉的就労の場 の充実	経済的な負担の軽減	相談支援の充実	お金の管理や法的な手続き を支援する制度
全 体	906	36.5	35.0	42.8	59.7	33.0	22.7	54.4	34.2	23.6
身体障がい	567	43.9	31.7	40.4	56.8	34.9	9.0	49.7	25.7	11.5
知的障がい	302	21.2	44.4	50.3	64.9	31.5	36.1	58.6	41.4	43.0
精神障がい	94	31.9	31.9	38.3	60.6	26.6	47.9	64.9	47.9	35.1

区分	周りの住民の理解	意思疎通支援(手話通訳者や 要約筆記者の派遣等)	同じ障がいのある人との交 流会や余暇活動	成年後見制度や虐待、差別解 消など権利擁護に関するこ と	福祉に関する情報の充実	家族の急病や用事の時など 緊急時に利用できる施設	大規模な災害が起きた時の 避難の支援	利用したい福祉サービス(日 中活動・グループホーム・用 具など)を体験する機会	その他	無回答
全 体	31.1	5.7	26.7	17.1	37.1	45.1	46.4	20.4	1.7	9.1
身体障がい	20.5	4.1	17.3	7.4	32.3	42.5	43.9	12.9	1.1	11.1
知的障がい	44.7	7.0	36.1	33.8	39.1	57.0	50.0	33.1	3.3	7.0
精神障がい	48.9	7.4	37.2	26.6	44.7	38.3	43.6	25.5	1.1	4.3



④ 現在の就労状況

「働いている」人は全体で約2割、知的障がいのある人では約4割となっています。一方、「働いたことがない」人は、身体障がいのある人、精神障がいのある人が約2割であるのに対して、知的障がいのある人では4割強となっています。

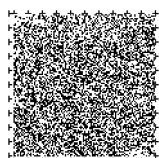


⑤ 仕事の形態・場所

「作業所など通所施設」が知的障がいのある人は約8割、精神障がいのある人は約6割と高くなっています。一方、身体障がいのある人では「会社の正社員」は約3割となっています。

※複数回答 単位：％

区分	有効回答数（件）	含む 会社の正社員（役員を 含む）	会社 の契約社員	パート・ アルバイト	自営（家族の 仕事の手 伝いを含む）	内職	作業 所など通所施設	その他	無 回答
全 体	224	20.1	8.0	14.3	4.9	—	46.4	5.8	0.9
身体障がい	116	30.2	10.3	18.1	9.5	—	23.3	8.6	0.9
知的障がい	116	6.9	5.2	8.6	—	—	79.3	—	—
精神障がい	22	13.6	4.5	4.5	—	—	59.1	13.6	4.5

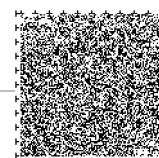


⑥ 就労に必要な支援

いずれの障がいでも「職場での上司や同僚の障がい理解」が最も高くなっています。また、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、「勤務後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「短時間の勤務や働く日数での配慮」が約4割となっています。

※複数回答 単位：％

区分	有効回答数 (件)	職場でのバリアフリー 等の配慮	職場での上司や同僚 の障がい理解	短時間の勤務や働く 日数での配慮	勤務後のフォローなど 職場と支援機関の 連携	企業のニーズにあっ た職業訓練(能力向上 のための取り組み)	家族の理解、協力	特 に な い	そ の 他	無 回 答
全 体	906	14.9	35.8	27.8	22.5	18.9	18.4	14.3	3.9	36.3
身体障がい	567	18.0	26.1	21.0	12.3	10.8	13.4	18.5	3.2	41.8
知的障がい	302	11.9	46.7	35.4	37.1	27.8	21.2	7.6	6.3	29.5
精神障がい	94	6.4	48.9	44.7	39.4	31.9	33.0	10.6	6.4	21.3



⑦ 福祉サービスの利用希望

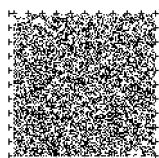
身体障がいのある人では「補装具の支給」が、知的障がいのある人では「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」、「計画相談支援（サービス等利用計画）」、「移動支援」が、精神障がいのある人では「計画相談支援（サービス等利用計画）」がそれぞれ3割を超えています。

※複数回答 単位：％

区分	有効回答数 (件)	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所 (ショートステイ)	援 重 度障 がい者 包括支 援	施設入所支援
全 体	906	17.9	8.9	11.0	12.1	9.7	20.6	20.9	7.3	14.1
身体障がい	567	21.2	10.8	11.6	10.8	10.9	20.3	19.8	8.3	13.8
知的障がい	302	12.6	7.3	11.9	19.2	6.6	29.5	31.5	8.9	23.2
精神障がい	94	18.1	6.4	5.3	7.4	9.6	11.7	7.4	2.1	5.3

区分	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助 (グループホーム)	計画相談支援 (サービス等利用計画)	補装具の支給	移動支援	地域活動支援センター
全 体	14.2	14.5	9.2	8.3	9.8	14.8	27.4	22.3	26.2	13.2
身体障がい	13.6	10.6	4.1	3.4	4.1	7.2	20.1	31.7	21.2	9.7
知的障がい	16.6	22.2	14.2	12.3	18.2	33.1	46.4	14.6	44.0	19.5
精神障がい	11.7	13.8	18.1	19.1	21.3	8.5	33.0	8.5	23.4	19.1

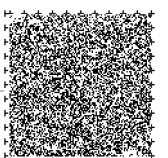
区分	意思疎通支援 (手話通訳者・要約筆記者の派遣等)	日常生活用具の給付	日中一時支援	訪問入浴サービス
全 体	4.4	19.6	14.1	7.9
身体障がい	4.8	26.1	11.1	10.9
知的障がい	3.3	15.2	23.5	5.0
精神障がい	4.3	10.6	16.0	4.3



また、障がいのある子どもでは「放課後等デイサービス」が約6割と高く、
精神障がいのある子どもでは「障がい児相談支援」が7割を超えています。

※複数回答 単位：％

区分	有効回答数 (件)	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等 デイサービ ス	保育所等訪問支援	児童入所支援	障がい児相談支援(障 がい児支援利用計画)
全 体	126	38.9	15.1	56.3	18.3	7.9	41.3
身体障がい	28	28.6	14.3	53.6	17.9	7.1	50.0
知的障がい	84	31.0	13.1	61.9	16.7	10.7	36.9
精神障がい	7	57.1	28.6	57.1	28.6	—	71.4



3 障がい者団体ヒアリング調査

(1) ヒアリング調査の概要

① 実施団体

- ・ 富田林市身体障害者福祉協会
- ・ 富田林市視覚障害者福祉協会（ひとみ会）
- ・ 知的障がい者相談員（（前）富田林市心身障害児（者）父母の会）
- ・ 特定非営利活動法人あい（精神障害者家族会ときわぎ会）

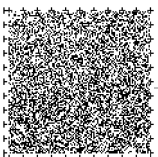
② 調査方法

事前にヒアリングシートを配布し、ヒアリング当日は、調査用紙に基づき、聞き取りにより実施しました。

(2) ヒアリング調査の主な結果

① 障がいのある人に対する周りの理解の現状や問題点について

- ・ 「障害者差別解消法」の施行により、特性を考慮したサービスが受けられるようになったが、いまだ「合理的配慮」を理解できていない事業所や、職員の対応に気分を害することがある。
- ・ 好奇の目で見られることは少なくなったが、無関心なところがあり、本当に困っているのに、手を貸してくれない。
- ・ 外見でわかる障がいに比べ、内部障がいや精神障がい、聴覚障がい等に対する理解が十分ではないように感じる。
- ・ 障がい者施策が良くなり、社会の認識も深まっているように見えるが、総論賛成・各論反対という認識のように思う。特に重度の知的障がいのある人に対しては、全く理解を示してもらえない。
- ・ 障がいをオープンにしたくないと考える本人や家族は多く、周囲の理解や配慮が不十分であったり、偏見の目等、オープンにできない環境があると思う。
- ・ パラリンピックでの日本人の活躍により意識が少し変わったように思う。

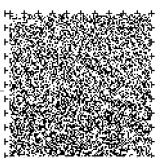


② 住まいに関する困りごとについて

- ・精神障がいのある人を対象としたグループホーム等入所施設が少ない。また、ショートステイについても利用できるところがあまりない。ひとり暮らしを体験できる場もない。
- ・今現在は、車椅子対応の住居に住んでいるので、不自由はない。今後は、そのような住居が公営だけでなく、民間にも増えていくべきだと思う。
- ・高齢者が増え、地域で支えていくシステムの推進にあたって、聴覚障がいのある人に対する対応が見えてこない。
- ・どうしても障がいのある人の家族は頑張ろうとする傾向がある。困った時は、すぐに対応できるようにしてほしい。

③ 外出時の移動手段やバリアフリー等について

- ・新しい商業施設等は、建設段階からユニバーサルデザインを考慮し建築されつつあるが、既存の施設はさまざまな理由があり、なされていないのが現状である。
- ・建築物はバリアフリー化が進んでいる一方で、各鉄道にあっては、内方線の未整備等、バリアは多いと感じる。また、移動中の歩き（走行）スマホ・携帯、無謀な自転車や違法駐車・駐輪に迷惑し危険である。
- ・病気や障がいがあっても、ひとりで外出できる人が多くいる一方で、病状や状況に応じて支援を必要とする人がいたり、決まった場所や慣れた場所にしか行くことができず、行動が制限されている人もいることを理解してもらいたい。
- ・大型商業施設、病院、公共施設等は、現在殆どバリアフリー化になってきているが、そこまで行く移動手段がない。
- ・だいぶ改善してきたように思う。これは障がいのある人だけでなく老人にとっても安全に外出できる環境である。

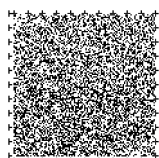


④ 障がい児の療育・保育・学校教育について

- ・障がいが重度になるにつれ、地域の学校での受け入れができにくい。特に中学校進学時には、ほとんどの生徒が支援学校を勧められる。地域の中学校に通えるように、人員や設備を整えるべきだと思う。
- ・共に学び、共に成長する「共育者」の育成が必要だと思う。
- ・成人になってからの療育機関がないのでそのような場所がほしい。
- ・障がい児も親元を離れることなく、地元の子と自然に触れ合い、ともに学べる統合教育でなければならない。

⑤ 障がい特性に応じた就労支援について

- ・メンタルの波や通院に対応してもらえないなどがあり、正規の雇用に至らず、まずはアルバイトからとなる。また、職場の理解が得られにくい。
- ・難しいことが多い。本人に就労意欲があっても就労先の理解がないと困難。
- ・指導するにあたっては、手話・筆談によらずサイン・合図・動作で指示してほしい。耳の不自由な者には、聞いてもわからない、理解できない場合が多い。
- ・就労支援施策の充実により、さまざまな就労支援施設は増えてきているが、提供されるサービスの内容がよくわからない。
- ・学校を卒業された後、どこにも行かず在宅で過ごしている知的障がいのある人に対して、通所施設、職業訓練所等への助言が支援につながるのではないかな。

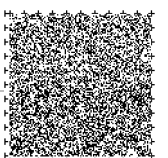


⑥ 福祉サービス（在宅サービス・施設サービス等）の利用について

- ・ヘルパー、介護福祉士不足が顕著である。そのため、サービスの変更がしにくい。事業所は需要と供給のバランスを適度に保つ必要がある。（例えば、ヘルパーに余裕があるときには、サービスを受け続け、足りないと今まで受けてくれていたサービスも削られる事態に陥っている。）
- ・福祉サービスについては概ね行き届いている。施設の職員を募集しても、給料が安いので応募してくる人が少ない。「量より質」と言われているが、重度障がいのある人が多い施設では、質だけでは対応しきれない。サービスを受ける側に負担がくるのではないかと思う。
- ・軽度の障がいでも単身者や、家族がいる場合に利用できる在宅サービスは少ない。
- ・同行援護従業者の確保が必要である。

⑦ 相談支援（専門的な相談、計画相談支援、成年後見制度等）について

- ・委託相談と計画相談は、利用する側からはその違いがわかりづらい。どちらを利用しても、障がいのある人が同じ質の相談支援を受けられることが大切である。
- ・相談員の増員も必要である。特に障がいに特化した専門的な知識を持つ相談員が足りていない。
- ・市役所以外に相談支援を行っている機関を具体的にパンフレット等を通じて公表してほしい。
- ・成年後見制度、地域福祉の権利擁護事業の広報活動をもっと広げてほしい。（周知が不十分で知らない人が多い。）



4 指定特定相談支援事業所等のアンケート調査

(1) アンケート調査の概要

① 対象事業所

市内にある指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所

② 調査方法

郵送による配布・回収

(2) アンケート調査の主な結果

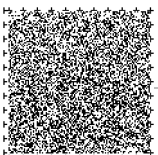
① 障がい者、障がい児を取り巻く環境について

障がいのある人に対する周りの理解の現状や問題点について、ご意見をお聞かせください。

- ・軽度の精神・知的障がいのある人は、周りから見てわかりづらく理解されにくいと思う。
- ・福祉サービス（社会資源）はあるが、障がい特性等の面で選択が限定される。
- ・家族が障がいを受容できずに、当事者を苦しめてしまう現状もあると感じている。
- ・ひきこもりなど、社会生活が困難な人に対して、障がい理解が無いことで、より問題が深刻化したり、長期化しているケースがある。
- ・グループホーム等が地域住民に受け入れられず、反対されてしまう。
- ・昔に比べると、周囲の障がいへの理解が得られていると思う。
- ・経済的余裕のなさや、生きにくい世の中で、他者への理解や思いやりが置き去りになっている。

障がい者虐待防止、障がい者差別解消等、障がいのある人の権利擁護や啓発について、ご意見をお聞かせください。

- ・障がいのある人同士もお互いの障がいについての理解が難しい。
- ・合理的配慮が、当事者にとって必ずしも求めている配慮ではないことを常に考慮する必要がある、難しい面もある。



- ・ 家族間の虐待、支援者からのハラスメントもまだまだ多い。
- ・ 差別解消法における合理的配慮は、個々の障がいのある人の特性に応じて対応しなければならないので難しいと感じている。
- ・ 企業や支援者に対して、障がい理解を促進させていくことが必要である。
- ・ 障がい者地域自立支援協議会とも連携し、啓発活動を行っていくことが必要である。
- ・ セミナーや研修を、聴講型ではなく、それぞれの立場の声を聞けるような話し合いの場にできれば良いと思う。
- ・ “障がい者” 虐待防止、“障がい者” 差別解消とあるが、本来であれば人として権利は保障されなければならない。

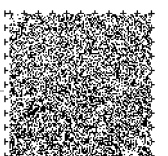
② 福祉サービス（児・者）利用について

福祉サービス（在宅サービス・施設サービス等）の利用について、ご意見をお聞かせください。

- ・ 身体状況に応じた安全な移動ができる支援用具の相談が難しい。
- ・ ヘルパーの不足によって調整がしづらい。
- ・ 事業所の数は増加したが、質についてはどうなっているか疑問である。
- ・ 事業所のサービスの質に差がありすぎるように感じる。
- ・ 障がい種別に特化した日中の事業所がない。特化することで、ハード面の設備や障がい理解を踏まえた支援が可能になる。
- ・ 放課後等デイサービスのサービス内容は多様化しているが、18 歳以上になり、利用できなくなったときに本人たちはどう過ごすのか心配である。
- ・ 利用者のニーズや人となりを相違なく提供事業所に伝達できるかどうか苦勞する。

相談支援について、ご意見をお聞かせください。

- ・ 専門的な相談を受けることができる相談員の育成が必要である。
- ・ 知識が浅いと支援に不安を感じる。
- ・ 専門的な関係機関とも積極的に連携を取りたい。
- ・ 相談支援専門員の増加が必要である。
- ・ 相談員への成年後見制度への理解の促進が必要である。



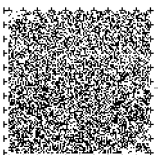
- ・限られた時間で支援計画を作成しなければならないところが難しい。
- ・どこからどこまでが計画相談支援の範囲なのかがあいまいである。

サービス等利用計画を作成する際に、地域において不足しているサービスはありますか。

- ・重度訪問介護を受ける事業所や、重症心身障がいのある人に対するサービスが少ない。
- ・ニーズの多い夕方等に派遣できるヘルパーが少なくなっている。
- ・現在のサービスでは対応できていない支援がある。
- ・地域住民における見守りや定期的な行事参加への声掛けなどのインフォーマルサービスの資源がまだまだ不足している。
- ・発達障がい・高次脳機能障がい・精神障がい等、障がい特性に特化した事業所および相談所が少ない。
- ・リハビリやカウンセリング等医療と連携できるサービスが不足している。
- ・訪問介護や移動支援の事業所が不足している。
- ・急な発熱や体調不良の際に病院に連れて行ってくれるサービスや訪問医療がない。

③ 富田林市において、障がいをもつ人が住み慣れた地域で安心して生活するために、特に重点的に取り組むべきだとお考えの問題について、ご意見をお聞かせください。

- ・相談事業所の育成が必要である。
- ・社会的孤立を防止するシステムづくりが重要と思う。
- ・精神障がいのある人が利用できるショートステイの設置が必要である。
- ・緊急時にすぐに対応ができる、地域に密着した福祉サービスを提供できる場所が必要である。
- ・社会資源の整備や拡充が必要である。
- ・相談支援の充実が必要である。
- ・事業所を増やすだけではなく、地域全体を巻き込んだ地域づくりが必要である。
- ・ひとりを個人で支えることは難しいので、関係機関で知恵を出し合って支えていく必要がある。

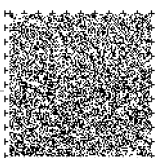


④ 障がいのある人を支援する際にご苦労されるのはどのようなことですか。

- ・障がいのある人本人だけでなく、家族も支援が必要な人が多い。
- ・障がいの理解が難しく、アセスメントが難しい。
- ・どこまでが必要な支援で、どこからが自立の妨げになるのかの境目が難しい。
- ・周囲の人と地域の中でともに生きていける環境をつくっていくことが難しい。
- ・支援を働きかけても、当事者もしくは当事者家族が強く心を閉ざされている時に支援のやりにくさを感じる。
- ・緊急な対応が必要だが、サービスにつながらないケースがある。
- ・大人になって障がい認定を受けた人や、病気、事故等による障がいを受けた人等、障がい受容が難しい人への支援が難しい。

⑤ その他、障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定にあたってのご意見をお聞かせください。

- ・年齢到達により放課後等デイサービスを利用できなくなった後などを考えると、日中一時支援事業所を増やす必要がある。
- ・福祉サービス事業所の人材育成が必要である。
- ・全体的に障がいのある人が安心して安全に利用できる社会資源が足りない。
- ・誰のための計画なのかを第一に考えて策定していただきたい。





第 3 章

第 4 期障がい福祉計画の現状

1 目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

2017（平成 29）年度末までに 2013（平成 25）年度末時点における施設入所者 96 人の内、12%以上の 16 人が地域生活に移行すること、2013（平成 25）年度末時点の施設入所者数 96 人を 88 人にすることを目標としました。

施設退所者による地域移行人数は 13 人で、達成状況は約 81%となっています。また、施設入所者数については、104 人と目標未達成となっています。

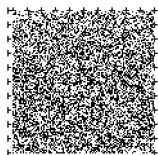
	目標	2017(平成 29)年度 (見込み)	達成率
施設退所者による 地域移行人数	16 人	13 人	81.3%
施設入所者数	88 人	104 人	—

(2) 福祉施設から一般就労への移行

2017（平成 29）年度中に一般就労への移行者数を 2012（平成 24）年度実績の 2 倍以上の 19 人にとするとともに、2017（平成 29）年度末における就労移行支援事業利用者数が 2013（平成 25）年度末における利用者数 17 人の 6 割増の 28 人とすること、2017（平成 29）年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすること、就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額を 18,613 円以上とすることを目標としました。

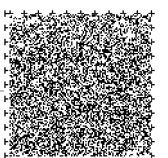
達成状況は、福祉施設から一般就労への移行人数、就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額が目標未達成となっています。

	目標	2017(平成 29)年度 (見込み)	達成率
福祉施設から一般就労 への移行人数	19 人	13 人 (2016(平成 28)年度実績)	68.4%
就労移行支援事業利用者数	28 人	32 人	114.3%
就労継続支援(B型)事業 所における工賃の平均額	18,613 円以上	8,751 円 (2016(平成 28)年度実績)	—



（３）地域生活支援拠点等の整備

国が示す指針に基づき、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備について、地域自立支援協議会および近隣３市（富田林市、河内長野市、大阪狭山市）調整会議にて検討した結果、近隣３市共同で地域の事業者が分担して面的な支援を行う体制を 2017（平成 29）年 4 月に整備しました。



2 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービスおよび短期入所

① 訪問系サービス

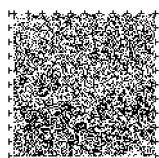
サービスの概要

サービスの種別	主な対象者	サービス概要
居宅介護	障がいのある人(身体・知的・精神)、障がいのある子ども	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や掃除、洗濯等の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人	視覚に障がいのある人が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がいのある人、統合失調症等のある重度の精神障がいのある人で常時介護を要する人	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	ALS等の極めて重度の身体障がいのある人、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がいのある人、極めて重度の精神障がいのある人	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

サービスの利用実績（月あたり）

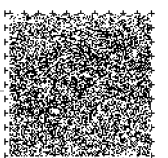
居宅介護は、利用者数、利用量ともに増加しており、実績値が計画値を上回っています。

また、重度訪問介護、同行援護では実績値が計画値と同等程度となっていますが、行動援護では、実績値が計画値を下回っており、2017（平成 29）年度の見込みで、利用者数で 6 割、利用量で 3 割程度の達成状況となっています。



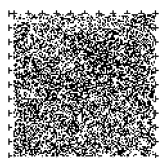
			2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
			利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護	身体障がい	計画値	35 人	490 時間	35 人	490 時間	36 人	504 時間
		実績値	39 人	559 時間	44 人	659 時間	47 人	784 時間
		達成率	111.4%	114.1%	125.7%	134.5%	130.6%	155.6%
	知的障がい	計画値	32 人	288 時間	36 人	324 時間	40 人	360 時間
		実績値	28 人	235 時間	31 人	291 時間	36 人	367 時間
		達成率	87.5%	81.6%	86.1%	89.8%	90.0%	101.9%
	精神障がい	計画値	42 人	336 時間	44 人	352 時間	46 人	368 時間
		実績値	46 人	418 時間	54 人	526 時間	57 人	548 時間
		達成率	109.5%	124.4%	122.7%	149.4%	123.9%	148.9%
	障がい児	計画値	3 人	18 時間	3 人	18 時間	3 人	18 時間
		実績値	3 人	27 時間	4 人	47 時間	6 人	63 時間
		達成率	100.0%	150.0%	133.3%	261.1%	200.0%	350.0%
	合計	計画値	112 人	1,132 時間	118 人	1,184 時間	125 人	1,250 時間
		実績値	116 人	1,239 時間	133 人	1,523 時間	146 人	1,762 時間
		達成率	103.6%	109.5%	112.7%	128.6%	116.8%	141.0%
重度訪問介護	身体障がい	計画値	19 人	2,014 時間	19 人	2,014 時間	19 人	2,014 時間
		実績値	19 人	1,763 時間	19 人	1,822 時間	18 人	1,746 時間
		達成率	100.0%	87.5%	100.0%	90.5%	94.7%	86.7%
	知的障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	1 人	1 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	精神障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	障がい児	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	合計	計画値	19 人	2,014 時間	19 人	2,014 時間	19 人	2,014 時間
		実績値	20 人	1,764 時間	19 人	1,822 時間	18 人	1,746 時間
		達成率	105.3%	87.6%	100.0%	90.5%	94.7%	86.7%
同行援護	身体障がい	計画値	23 人	460 時間	23 人	460 時間	23 人	460 時間
		実績値	20 人	423 時間	21 人	474 時間	24 人	510 時間
		達成率	87.0%	92.0%	91.3%	103.0%	104.3%	110.9%
	知的障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	精神障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	障がい児	計画値	1 人	20 時間	1 人	20 時間	1 人	20 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 間
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—
	合計	計画値	24 人	480 時間	24 人	480 時間	24 人	480 時間
		実績値	20 人	423 時間	21 人	474 時間	24 人	510 時間
		達成率	83.3%	88.1%	87.5%	98.8%	100.0%	106.3%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



			2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
			利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
行動援護	身体障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	知的障がい	計画値	2 人	62 時間	2 人	62 時間	2 人	62 時間
		実績値	2 人	51 時間	2 人	49 時間	2 人	46 時間
		達成率	100.0%	82.3%	100.0%	79.0%	100.0%	74.2%
	精神障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	障がい児	計画値	3 人	81 時間	3 人	81 時間	3 人	81 時間
		実績値	1 人	11 時間	1 人	4 時間	1 人	2 時間
		達成率	33.3%	27.0%	33.3%	4.9%	33.3%	2.5%
	合計	計画値	5 人	143 時間	5 人	143 時間	5 人	143 時間
		実績値	3 人	62 時間	3 人	53 時間	3 人	48 時間
		達成率	60.0%	43.4%	60.0%	37.1%	60.0%	33.6%
重度障がい者等包括支援	身体障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	知的障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	精神障がい	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	障がい児	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—
	合計	計画値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		実績値	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
		達成率	—	—	—	—	—	—

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



② 短期入所（ショートステイ）

サービスの概要

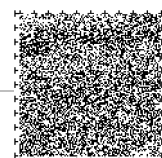
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
短期入所（ショートステイ）	障がいのある人（身体・知的・精神）、 障がいのある子ども	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用量の実績値が計画値を上回っています。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	11 人	78 人日	11 人	78 人日	11 人	78 人日
	実績値	15 人	131 人日	19 人	158 人日	15 人	112 人日
	達成率	136.4%	167.9%	172.7%	202.6%	136.4%	143.6%
知的障がい	計画値	34 人	170 人日	35 人	175 人日	36 人	180 人日
	実績値	30 人	190 人日	33 人	228 人日	27 人	184 人日
	達成率	88.2%	111.8%	94.3%	130.3%	75.0%	102.2%
精神障がい	計画値	2 人	5 人日	2 人	5 人日	2 人	5 人日
	実績値	1 人	5 人日	2 人	16 人日	3 人	17 人日
	達成率	50.0%	100.0%	100.0%	320.0%	150.0%	340.0%
障がい児	計画値	2 人	6 人日	2 人	6 人日	2 人	6 人日
	実績値	6 人	19 人日	6 人	20 人日	4 人	16 人日
	達成率	300.0%	316.7%	300.0%	333.3%	200.0%	266.7%
合計	計画値	49 人	259 人日	50 人	264 人日	51 人	269 人日
	実績値	52 人	345 人日	60 人	422 人日	49 人	329 人日
	達成率	106.1%	133.2%	120.0%	159.8%	96.1%	122.3%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービスの概要

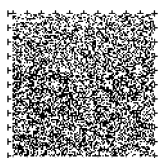
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
生活介護	常時介護を必要とする人で、障がい支援区分が区分3以上の人(50歳以上の場合は、障がい支援区分が区分2以上)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数、利用量ともに増加しており、実績値が計画値を上回っています。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	52 人	884 人日	52 人	884 人日	52 人	884 人日
	実績値	73 人	1,366 人日	75 人	1,435 人日	74 人	1,449 人日
	達成率	140.4%	154.5%	144.2%	162.3%	142.3%	163.9%
知的障がい	計画値	179 人	3,580 人日	185 人	3,700 人日	192 人	3,840 人日
	実績値	151 人	3,033 人日	171 人	3,476 人日	179 人	3,731 人日
	達成率	84.4%	84.7%	92.4%	93.9%	93.2%	97.2%
精神障がい	計画値	3 人	42 人日	4 人	56 人日	4 人	56 人日
	実績値	3 人	41 人日	3 人	56 人日	5 人	77 人日
	達成率	100.0%	97.6%	75.0%	100.0%	125.0%	137.5%
合計	計画値	234 人	4,506 人日	241 人	4,640 人日	248 人	4,780 人日
	実績値	227 人	4,440 人日	249 人	4,967 人日	258 人	5,257 人日
	達成率	97.0%	98.5%	103.3%	107.0%	104.0%	110.0%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



② 療養介護

サービスの概要

サービスの種別	主な対象者	サービス概要
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、 ・ALS患者等呼吸管理を行っている人で障がい支援区分が区分6の人 ・進行性筋萎縮症者、重症心身障がい者で、障がい支援区分が区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

利用者数は、横ばいで推移しています。

	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画値	21 人	22 人	22 人
実績値	19 人	19 人	19 人
達成率	90.5%	86.4%	86.4%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

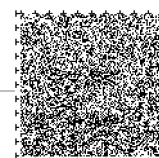
③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

サービスの概要

サービスの種別	主な対象者	サービス概要
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がいのある人	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障がいのある人	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
自立訓練 （宿泊型自立訓練）	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的・精神障がいのある人	居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用量が減少しています。特に、身体障がい、知的障がいの利用量が減少しています。



		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	3 人	49 人日	3 人	49 人日	3 人	49 人日
	実績値	1 人	20 人日	1 人	5 人日	1 人	1 人日
	達成率	33.3%	40.8%	33.3%	10.2%	33.3%	2.0%
知的障がい	計画値	6 人	90 人日	6 人	90 人日	7 人	103 人日
	実績値	3 人	57 人日	2 人	41 人日	2 人	41 人日
	達成率	50.0%	63.3%	33.3%	45.6%	28.6%	39.8%
精神障がい	計画値	21 人	284 人日	23 人	319 人日	23 人	319 人日
	実績値	15 人	309 人日	16 人	315 人日	17 人	320 人日
	達成率	71.4%	108.8%	69.6%	98.7%	73.9%	100.3%
合計	計画値	30 人	423 人日	32 人	458 人日	33 人	471 人日
	実績値	19 人	385 人日	19 人	361 人日	20 人	362 人日
	達成率	63.3%	91.0%	59.4%	78.8%	60.6%	76.9%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

④ 就労移行支援

サービスの概要

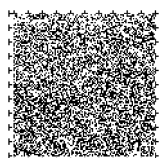
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65 歳未満）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数、利用量ともに増加しており、特に精神障がいで 2017（平成 29）年度実績値が計画値の 2 倍以上と大きく上回る見込みです。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	4 人	44 人日	4 人	44 人日	4 人	44 人日
	実績値	2 人	34 人日	3 人	43 人日	3 人	46 人日
	達成率	50.0%	77.3%	75.0%	97.7%	75.0%	104.5%
知的障がい	計画値	19 人	361 人日	19 人	361 人日	19 人	361 人日
	実績値	16 人	313 人日	17 人	292 人日	14 人	247 人日
	達成率	84.2%	86.7%	89.5%	80.9%	73.7%	68.4%
精神障がい	計画値	6 人	96 人日	6 人	96 人日	6 人	96 人日
	実績値	9 人	109 人日	9 人	147 人日	15 人	255 人日
	達成率	150.0%	113.5%	150.0%	153.1%	250.0%	265.6%
合計	計画値	29 人	501 人日	29 人	501 人日	29 人	501 人日
	実績値	27 人	456 人日	29 人	482 人日	32 人	548 人日
	達成率	93.1%	91.0%	100.0%	96.2%	110.3%	109.4%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



⑤ 就労継続支援（A型）

サービスの概要

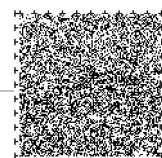
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で(利用開始時に65歳未満) ・就労移行支援により一般企業の雇用につけなかった人 ・特別支援学校を卒業して雇用につけなかった人 ・就労経験があり、一般企業を離職した人	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等関係法規を遵守する必要があります。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数、利用量ともに増加しています。また、いずれの障がいでも、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っており、特に精神障がいでは2017（平成29）年度は実績値が計画値の約4倍と大きく上回る見込みです。

		2015(平成27)年度		2016(平成28)年度		2017(平成29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	7人	140人日	7人	140人日	7人	140人日
	実績値	14人	271人日	19人	370人日	20人	384人日
	達成率	200.0%	193.6%	271.4%	264.3%	285.7%	274.3%
知的障がい	計画値	8人	168人日	8人	168人日	9人	189人日
	実績値	9人	177人日	14人	269人日	14人	267人日
	達成率	112.5%	105.4%	175.0%	160.1%	155.6%	141.3%
精神障がい	計画値	8人	136人日	9人	153人日	9人	153人日
	実績値	25人	444人日	33人	575人日	34人	601人日
	達成率	312.5%	326.5%	366.7%	375.8%	377.8%	392.8%
合計	計画値	23人	444人日	24人	461人日	25人	482人日
	実績値	48人	892人日	66人	1,214人日	68人	1,252人日
	達成率	208.7%	200.9%	275.0%	263.3%	272.0%	259.8%

※2017（平成29）年度の実績値は、2017（平成29）年4月から7月までの平均値



⑥ 就労継続支援（B型）

サービスの概要

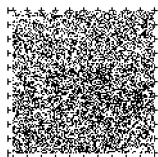
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
就労継続支援 (B型)	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される人で ・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(雇用型)の雇用に結びつかなかった人 ・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人 ・50歳に達している人 ・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援(雇用型)の利用が困難と判断された人	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

身体障がい、精神障がいでの利用者数、利用量ともに増加しています。また、身体障がい、精神障がいでの利用者数、利用量の実績値が計画値を上回っており、2017（平成 29）年度は、身体障がいの利用量の実績値が計画値の 2 倍以上と大きく上回る見込みです。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障がい	計画値	12 人	140 人日	12 人	140 人日	12 人	140 人日
	実績値	22 人	350 人日	20 人	307 人日	20 人	321 人日
	達成率	183.3%	250.0%	166.7%	219.3%	166.7%	229.3%
知的障がい	計画値	112 人	2,128 人日	115 人	2,185 人日	118 人	2,242 人日
	実績値	107 人	1,977 人日	99 人	1,854 人日	105 人	2,017 人日
	達成率	95.5%	92.9%	86.1%	84.9%	89.0%	90.0%
精神障がい	計画値	31 人	403 人日	32 人	416 人日	34 人	442 人日
	実績値	33 人	449 人日	37 人	516 人日	45 人	620 人日
	達成率	106.5%	111.4%	115.6%	124.0%	132.4%	140.3%
合計	計画値	155 人	2,671 人日	159 人	2,741 人日	164 人	2,824 人日
	実績値	162 人	2,776 人日	156 人	2,677 人日	170 人	2,958 人日
	達成率	104.5%	103.9%	98.1%	97.7%	103.7%	104.7%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要

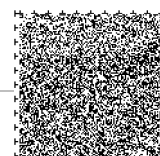
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
共同生活援助 (グループホーム)	知的・精神障がいのある人で、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者・介護を必要とせず、就労している人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数は増加傾向にあります。身体障がいでも利用者数が伸びており、利用者数の実績値が計画値を上回っています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	4 人	4 人	4 人
	実績値	10 人	10 人	12 人
	達成率	250.0%	250.0%	300.0%
知的障がい	計画値	94 人	97 人	101 人
	実績値	84 人	84 人	92 人
	達成率	89.4%	86.6%	91.1%
精神障がい	計画値	4 人	5 人	5 人
	実績値	4 人	4 人	3 人
	達成率	100.0%	80.0%	60.0%
合計	計画値	102 人	106 人	110 人
	実績値	98 人	98 人	107 人
	達成率	96.1%	92.5%	97.3%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



② 施設入所支援

サービスの概要

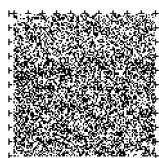
サービスの種別	主な対象者	サービス概要
施設入所支援	生活介護等の日中活動系サービス利用で、生活能力上、単身の生活が困難な人や、地域の社会資源の状況から通所が困難な人で、障がい支援区分が区分4以上の人(50歳以上の場合は、障がい支援区分が区分3以上)	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の援助等を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数は増加傾向にあります。身体障がいでも利用者数が伸びており、利用者数の実績値が計画値を上回っています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	22 人	22 人	22 人
	実績値	30 人	33 人	35 人
	達成率	136.4%	150.0%	159.1%
知的障がい	計画値	78 人	76 人	71 人
	実績値	68 人	65 人	70 人
	達成率	87.2%	85.5%	98.6%
精神障がい	計画値	0 人	0 人	0 人
	実績値	0 人	0 人	0 人
	達成率	—	—	—
合計	計画値	100 人	98 人	93 人
	実績値	98 人	98 人	105 人
	達成率	98.0%	100.0%	112.9%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



(4) 計画相談支援

① 計画相談支援

サービスの概要

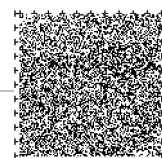
サービスの種別	サービス概要
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行います。

サービスの利用実績（月あたり）

知的障がい、精神障がいで利用者数は増加しており、実績値が計画値を大きく上回っています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障がい	計画値	20 人	30 人	40 人
	実績値	5 人	28 人	28 人
	達成率	25.0%	93.3%	70.0%
知的障がい	計画値	6 人	8 人	10 人
	実績値	11 人	44 人	50 人
	達成率	183.3%	550.0%	500.0%
精神障がい	計画値	7 人	9 人	11 人
	実績値	3 人	33 人	34 人
	達成率	42.9%	366.7%	309.1%
障がい児	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
合計	計画値	34 人	48 人	62 人
	実績値	19 人	105 人	112 人
	達成率	55.9%	218.8%	180.6%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



② 地域移行支援

サービスの概要

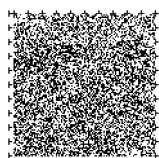
サービスの種別	サービス概要
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

2016（平成 28）年度で、知的障がいの利用回数が 1 回のみとなっています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用回数	利用回数	利用回数
身体障がい	計画値	0 回	0 回	0 回
	実績値	0 回	0 回	0 回
	達成率	—	—	—
知的障がい	計画値	0 回	0 回	0 回
	実績値	0 回	1 回	0 回
	達成率	—	—	—
精神障がい	計画値	2 回	4 回	6 回
	実績値	0 回	0 回	0 回
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
合計	計画値	2 回	4 回	6 回
	実績値	0 回	1 回	0 回
	達成率	0.0%	25.0%	0.0%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



③ 地域定着支援

サービスの概要

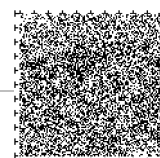
サービスの種別	サービス概要
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

サービスの利用実績（月あたり）

2015（平成 27）年度で3回、2016（平成 28）年度で2回の利用実績となっています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用回数	利用回数	利用回数
身体障がい	計画値	0 回	0 回	0 回
	実績値	1 回	0 回	0 回
	達成率	—	—	—
知的障がい	計画値	0 回	0 回	0 回
	実績値	1 回	1 回	1 回
	達成率	—	—	—
精神障がい	計画値	2 回	2 回	2 回
	実績値	1 回	1 回	0 回
	達成率	50.0%	50.0%	0.0%
合計	計画値	2 回	2 回	2 回
	実績値	3 回	2 回	1 回
	達成率	150.0%	100.0%	50.0%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年4月から7月までの平均値



3 地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

① 地域自立支援協議会

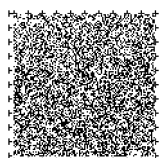
サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
地域自立支援協議会	相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会を設け、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行います。

サービスの利用実績

実務担当者会議、運営部会、事例検討会議、代表者会議を行い、地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステムづくりを進めています。地域課題や国施策から求められる課題に対応するため、2017（平成 29）年度より、検討・作業部会（子ども部会、成人部会、地域生活支援拠点部会、精神障がい者地域移行推進部会）を設置しました。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
地域自立支援協議会	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有



② 基幹相談支援センター等

サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務および権利擁護に関する支援を実施し、地域の実情に応じた業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

サービスの利用実績

基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業は、地域における総合的かつ専門的な相談支援の中核的な役割として、本市では、相談支援センターあーる（社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団）が事業を実施しています。2016（平成28）年4月に、市役所内に相談支援センターを設置し、ワンストップでの相談支援および連携強化を図り、支援体制の構築に努めました。

		2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有



③ 障がい者相談支援事業

サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

サービスの利用実績

基幹相談支援センターを含め、障がいのある人や家族からの相談ニーズに対応できるよう支援を行っています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
障がい者相談支援事業	計画値	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実績値	3 箇所	3 箇所	3 箇所

④ 成年後見制度利用支援事業

サービスの概要

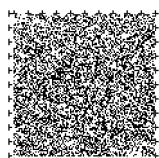
サービスの種別	サービス概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいのある人のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。

サービスの利用実績（年間）

障がいのある人の権利擁護を図るため、事業を実施していますが、保護者の高齢化等に伴い、実績値は 1 人から 2 人の利用と、増加傾向にあります。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	2 人	1 人	2 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値



⑤ 意思疎通支援事業

サービスの概要

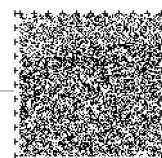
サービスの種別	サービス概要
意思疎通支援事業	聴覚障がい、言語機能、音声機能の障がいにより、意思の伝達に支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

サービスの利用実績（年間）

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともにほぼ横ばい状態ですが、手話通訳者設置事業は計画値 1 人に対して、実績値 2 人となっています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用者数	利用者数	利用者数
手話通訳者派遣事業(実利用)	計画値	50 人	51 人	52 人
	実績値	44 人	53 人	17 人
	達成率	88.0%	103.9%	32.7%
手話通訳者派遣事業(延利用)	計画値	500 人	510 人	520 人
	実績値	529 人	479 人	178 人
	達成率	105.8%	93.9%	34.2%
要約筆記者派遣事業(実利用)	計画値	5 人	5 人	6 人
	実績値	2 人	1 人	1 人
	達成率	40.0%	20.0%	16.7%
要約筆記者派遣事業(延利用)	計画値	20 人	20 人	24 人
	実績値	16 人	11 人	10 人
	達成率	80.0%	55.0%	41.7%
手話通訳者設置事業	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	2 人	2 人	2 人
	達成率	200.0%	200.0%	200.0%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの実績値



⑥ 日常生活用具給付等事業

サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、障がいのある人等に、日常生活用具の給付を行います。

日常生活用具の内容

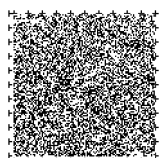
用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイス等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	障がいのある人等の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

サービスの利用実績（年間）

全障がいの合計でみると、2015（平成 27）年度から 2016（平成 28）年度では介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具の利用量が増加しています。

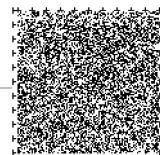
また、身体障がい在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具の利用量が増加しています。

			2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
			利用量	利用量	利用量
身体障がい	介護・訓練支援用具	実績値	5 件	5 件	2 件
	自立生活支援用具	実績値	32 件	25 件	11 件
	在宅療養等支援用具	実績値	6 件	20 件	9 件
	情報・意思疎通支援用具	実績値	14 件	14 件	9 件
	排せつ管理支援用具	実績値	2,365 件	2,491 件	696 件
	住宅改修費	実績値	2 件	0 件	0 件
	合計	実績値	2,424 件	2,555 件	727 件



			2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
			利用量	利用量	利用量
知的障がい	介護・訓練支援用具	実績値	0 件	0 件	0 件
	自立生活支援用具	実績値	0 件	2 件	2 件
	在宅療養等支援用具	実績値	—	—	—
	情報・意思疎通支援用具	実績値	—	—	—
	排せつ管理支援用具	実績値	—	—	—
	住宅改修費	実績値	—	—	—
	合計	実績値	0 件	2 件	2 件
精神障がい	介護・訓練支援用具	実績値	—	—	—
	自立生活支援用具	実績値	0 件	0 件	0 件
	在宅療養等支援用具	実績値	—	—	—
	情報・意思疎通支援用具	実績値	—	—	—
	排せつ管理支援用具	実績値	—	—	—
	住宅改修費	実績値	—	—	—
	合計	実績値	0 件	0 件	0 件
障がい児	介護・訓練支援用具	実績値	0 件	3 件	0 件
	自立生活支援用具	実績値	2 件	0 件	2 件
	在宅療養等支援用具	実績値	0 件	1 件	0 件
	情報・意思疎通支援用具	実績値	0 件	0 件	0 件
	排せつ管理支援用具	実績値	196 件	178 件	44 件
	住宅改修費	実績値	0 件	0 件	1 件
	合計	実績値	198 件	182 件	47 件
合 計	介護・訓練支援用具	計画値	8 件	8 件	9 件
		実績値	5 件	8 件	2 件
		達成率	62.5%	100.0%	22.2%
	自立生活支援用具	計画値	39 件	39 件	40 件
		実績値	34 件	27 件	15 件
		達成率	87.2%	69.2%	37.5%
	在宅療養等支援用具	計画値	24 件	24 件	25 件
		実績値	6 件	21 件	9 件
		達成率	25.0%	87.5%	36.0%
	情報・意思疎通支援用具	計画値	26 件	26 件	27 件
		実績値	14 件	14 件	9 件
		達成率	53.8%	53.8%	33.3%
	排せつ管理支援用具	計画値	2,535 件	2,571 件	2,604 件
		実績値	2,561 件	2,669 件	740 件
		達成率	101.0%	103.8%	28.4%
	住宅改修費	計画値	4 件	4 件	4 件
		実績値	2 件	0 件	1 件
		達成率	50.0%	0.0%	25.0%
	合計	計画値	2,636 件	2,672 件	2,709 件
		実績値	2,622 件	2,739 件	776 件
		達成率	99.5%	102.5%	28.6%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの実績値



⑦ 移動支援事業

サービスの概要

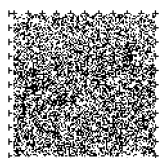
サービスの種別	サービス概要
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

サービスの利用実績（月あたり）

全障がいの合計でみると、利用者数、利用量ともに増加していますが、実績値が計画値を下回っています。しかし、知的障がいでは、実績値が計画値を上回っています。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用量 (延べ)	利用者数	利用量 (延べ)	利用者数	利用量 (延べ)
身体障がい	計画値	23 人	5,016 時間	23 人	5,036 時間	23 人	5,051 時間
	実績値	17 人	3,891 時間	16 人	3,435 時間	17 人	1,177 時間
	達成率	73.9%	77.6%	69.6%	68.2%	73.9%	23.3%
知的障がい	計画値	87 人	16,696 時間	90 人	17,149 時間	93 人	17,555 時間
	実績値	89 人	17,687 時間	103 人	22,491 時間	108 人	8,416 時間
	達成率	102.3%	105.9%	114.4%	131.2%	116.1%	47.9%
精神障がい	計画値	16 人	1,980 時間	17 人	2,086 時間	18 人	2,187 時間
	実績値	17 人	2,128 時間	13 人	2,199 時間	14 人	768 時間
	達成率	106.3%	107.5%	76.5%	105.4%	77.8%	35.1%
障がい児	計画値	22 人	3,193 時間	23 人	3,221 時間	23 人	3,239 時間
	実績値	18 人	2,864 時間	16 人	2,032 時間	10 人	692 時間
	達成率	81.8%	89.7%	69.6%	63.1%	43.5%	21.4%
合計	計画値	148 人	26,885 時間	153 人	27,492 時間	157 人	28,032 時間
	実績値	141 人	26,570 時間	148 人	30,157 時間	149 人	11,052 時間
	達成率	95.3%	98.8%	96.7%	109.7%	94.9%	39.4%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値



⑧ 地域活動支援センター事業

サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

サービスの利用実績（月あたり）

地域活動支援センター事業については、計画通りの実績となっています。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
地域活動支援センター事業	計画値	2 箇所	30 人	2 箇所	30 人	2 箇所	30 人
	実績値	2 箇所	30 人	2 箇所	30 人	2 箇所	30 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの平均値

（２）任意事業

① 訪問入浴サービス事業

サービスの概要

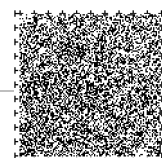
サービスの種別	サービス概要
訪問入浴サービス事業	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の支援を行います。

サービスの利用実績（年間）

利用回数の実績値が計画値を大きく上回っています。

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
延人数	計画値	24 人	24 人	24 人
	実績値	23 人	32 人	16 人
	達成率	95.8%	133.3%	66.7%
利用回数	計画値	96 回	96 回	96 回
	実績値	143 回	212 回	119 回
	達成率	149.0%	220.8%	124.0%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値



4 児童福祉法に基づくサービスの利用状況

サービスの概要

サービスの種別	サービス概要
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い計画の見直しを行います。

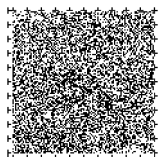
サービスの利用実績（月あたり）

利用者数、利用日数ともに年々増加しており、計画値を大きく上回っています。

		2015(平成 27)年度		2016(平成 28)年度		2017(平成 29)年度	
		利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
児童発達支援	計画値	51 人	561 日	51 人	561 日	52 人	572 日
	実績値	56 人	624 日	66 人	625 日	85 人	896 日
	達成率	109.8%	111.2%	129.4%	111.4%	163.5%	156.6%
医療型児童発達支援	計画値	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
	実績値	0 人	0 日	0 人	0 日	0 人	0 日
	達成率	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	計画値	87 人	870 日	97 人	970 日	107 人	1,070 日
	実績値	107 人	1,346 日	139 人	1,901 日	164 人	2,348 日
	達成率	123.0%	154.7%	143.3%	196.0%	153.3%	219.4%

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度
		利用回数	利用回数	利用回数
保育所等訪問支援	計画値	4 回	4 回	4 回
	実績値	3 回	5 回	6 回
	達成率	75.0%	125.0%	150.0%
障がい児相談支援	計画値	10 人	19 人	27 人
	実績値	2 人	15 人	24 人
	達成率	20.0%	78.9%	88.9%

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



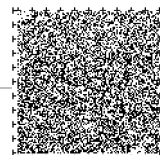


計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、上位計画である「第4次富田林市障がい者計画」の基本施策である「地域生活支援体制の充実」、「福祉サービスの充実」、「障がい児福祉サービスの充実」等の実施計画的な位置付けとされることから、「第4次富田林市障がい者計画」と同様に「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を基本理念とします。

障がいの有無にかかわらず、地域でともに暮らし、お互いを理解し、支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを基本とし、かつ、行政と事業者、企業、学校、その他関係機関・団体との連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。



2 障がい者手帳所持者の推計

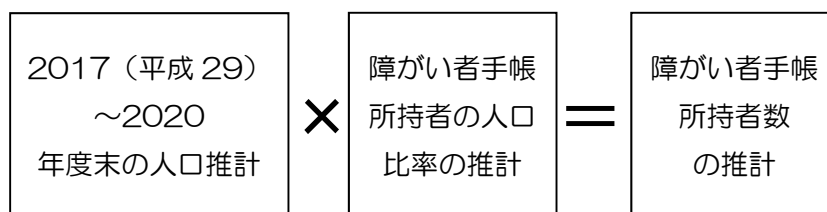
本計画の計画期間（2018（平成 30）年度～2020 年度）において「どの程度の障がい者施策が必要か」について数量の推計をしました。

将来人口については、2016（平成 28）年 3 月に策定された「富田林市人口ビジョン」を基とし、目標年度の 2020 年度末の人口を 109,203 人としました。

次に、障がい者手帳所持者数については、過去の障がい者手帳所持者の人口比率を基とし、2020 年度末の障がい者手帳所持者は、身体障がいのある人が 4,528 人、知的障がいのある人が 833 人、精神障がいのある人が 1,135 人、障がいのある子どもが 343 人程度になると推計しました。

なお、この推計はあくまでも予測であり、今後の状況の変化にあわせて施策を進めていきます。

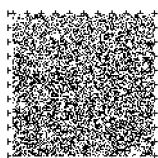
【図 障がい者数の推計方法】



【表 障がい者手帳所持者の推計】

		実績	推計			
		2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019 年度	2020 年度
人口	人	113,709	112,404	111,319	110,266	109,203
身体障がい者	人	4,620	4,609	4,583	4,552	4,528
知的障がい者	人	738	764	787	810	833
精神障がい者	人	940	999	1,045	1,090	1,135
障がい児	人	373	368	359	353	343
合計	人	6,671	6,740	6,774	6,805	6,839

※障がい児の人数は、障がい者手帳所持者の障がいのある子どもの人数を別掲しています。

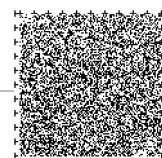


3 目標設定の考え方

本計画では、障がいのある人の自立支援や障がいのある子どもの健やかな育成の観点から、地域生活への移行や就労支援、発達支援を進めるため、2020年度を目標年度として、次の5つの目標を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 障がい者の地域生活の支援
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備

なお、5つの目標は、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定し、この目標の実現に向けて、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービス、相談支援、障がい児支援の充実を図るものとします。





第 5 章

第 5 期障がい福祉計画

1 第 5 期計画の目標と実現に向けた取組

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 地域移行者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末時点で、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行すること。	2020 年度末時点で、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行すること。	2020 年度末時点で、11 人が地域生活へ移行することを目標とします。 （2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数 94 人）

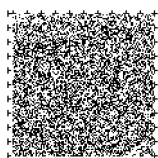
② 施設入所者の削減数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末時点の施設入所者数を、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減すること。	2020 年度末時点の施設入所者数を、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減すること。	2020 年度末時点の施設入所者数を、93 人（年齢超過児 1 人含む）にすることを目標とします。

目標実現に向けた取組

相談支援事業所との連携を強化し、地域生活への移行のための支援を行います。

地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進していきます。



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

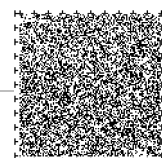
○ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること。	2020 年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置すること。	本市では、地域自立支援協議会にて設置済みですが、今後は、地域包括ケアシステムの構築をめざし、内容の充実に努めます。

（３）障がい者の地域生活の支援

○ 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備すること。	2020 年度末までに、地域生活支援拠点等を整備すること。	本市では、地域生活支援拠点等を河内長野市と大阪狭山市と共同で、2017（平成 29）年度に整備済みですが、今後は、この地域生活支援拠点において、グループホームの体験の場や緊急時の居室確保、コーディネーターの配置等による相談支援体制の充実に図ります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

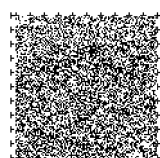
国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること。	大阪府が設定した府内全体の目標値を市町村ごとに按分した数値以上とすること（1.3 倍以上）。	2020 年度中に、18 人移行することを目標とします。 （2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績 13 人）

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、2016（平成 28）年度末における利用者数の 2 割以上増加すること。	2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、2016（平成 28）年度末における利用者の 2 割以上増加すること。	2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、35 人とすることを目標とします。 （2016（平成 28）年度末における利用者数 29 人）

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。	2020 年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。	2020 年度末までに、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上とすることを目標とします。



④ 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすること。	各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすること。	支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%とすることを目標とします。

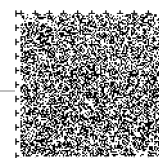
⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

大阪府の基本的な考え方	本市の目標
各市町村においては、管内の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえて目標額を設定すること。	市内の就労継続支援（B型）事業所において工賃の平均額を13,261円以上とすることを目標とします。

目標実現に向けた取組

有効な障がい者雇用促進策について、引き続き、地域自立支援協議会にて検討するとともに、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労支援事業所等との連携を強化し、企業等に対し、障がい者雇用に対する理解促進および各種制度のわかりやすい周知に努めます。

授産施設に対し、市庁舎で授産製品の販売場所を提供するなど、引き続き、生産活動の活性化や受注の拡大を支援します。



2 障がい福祉サービスの計画値と確保の方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（月あたり）

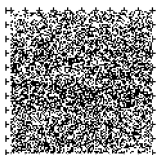
		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	39 人	44 人	47 人	47 人	49 人	50 人
	利 用 量	559 時間	659 時間	784 時間	799 時間	833 時間	850 時間
知的障がい	利用者数	28 人	31 人	36 人	40 人	44 人	49 人
	利 用 量	235 時間	291 時間	367 時間	424 時間	494 時間	568 時間
精神障がい	利用者数	46 人	54 人	57 人	60 人	63 人	65 人
	利 用 量	418 時間	526 時間	548 時間	585 時間	610 時間	635 時間
障がい児	利用者数	3 人	4 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	利 用 量	27 時間	47 時間	63 時間	66 時間	66 時間	66 時間
合 計	利用者数	116 人	133 人	146 人	153 人	162 人	170 人
	利 用 量	1,239 時間	1,523 時間	1,762 時間	1,874 時間	2,003 時間	2,119 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

② 重度訪問介護（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	19 人	19 人	18 人	19 人	19 人	19 人
	利 用 量	1,763 時間	1,822 時間	1,746 時間	1,863 時間	1,877 時間	1,895 時間
知的障がい	利用者数	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	1 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
障がい児	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
合 計	利用者数	20 人	19 人	18 人	19 人	19 人	19 人
	利 用 量	1,764 時間	1,822 時間	1,746 時間	1,863 時間	1,877 時間	1,895 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



③ 同行援護（月あたり）

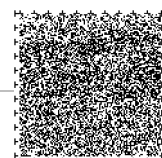
		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	20 人	21 人	24 人	23 人	23 人	23 人
	利 用 量	423 時間	474 時間	510 時間	527 時間	552 時間	577 時間
知的障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
障がい児	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
合 計	利用者数	20 人	21 人	24 人	23 人	23 人	23 人
	利 用 量	423 時間	474 時間	510 時間	527 時間	552 時間	577 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

④ 行動援護（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
知的障がい	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	利 用 量	51 時間	49 時間	46 時間	62 時間	62 時間	62 時間
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
障がい児	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	利 用 量	11 時間	4 時間	2 時間	11 時間	11 時間	11 時間
合 計	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	利 用 量	62 時間	53 時間	48 時間	73 時間	73 時間	73 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



⑤ 重度障がい者等包括支援（月あたり）

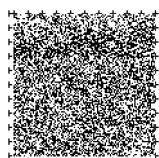
		実績値			計画値		
		2015 （平成 27） 年度	2016 （平成 28） 年度	2017 （平成 29） 年度	2018 （平成 30） 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
知的障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
障がい児	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
合 計	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利 用 量	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

計画値確保のための方策

既存の居宅介護事業所や介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

また、介護従事者等を増員できるよう、広報等での周知を継続していきます。



(2) 短期入所サービス（ショートステイ）（月あたり）

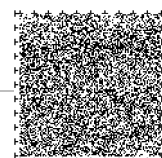
		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	15 人	19 人	15 人	19 人	19 人	19 人
	利 用 量	131 人日	158 人日	112 人日	171 人日	171 人日	171 人日
知的障がい	利用者数	30 人	33 人	27 人	30 人	30 人	30 人
	利 用 量	190 人日	228 人日	184 人日	210 人日	210 人日	210 人日
精神障がい	利用者数	1 人	2 人	3 人	2 人	2 人	2 人
	利 用 量	5 人日	16 人日	17 人日	16 人日	16 人日	16 人日
障がい児	利用者数	6 人	6 人	4 人	6 人	6 人	6 人
	利 用 量	19 人日	20 人日	16 人日	24 人日	24 人日	24 人日
合 計	利用者数	52 人	60 人	49 人	57 人	57 人	57 人
	利 用 量	345 人日	422 人日	329 人日	421 人日	421 人日	421 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

計画値確保のための方策

既存の居宅介護事業所や介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

また、大阪府と連携し、医療的ケアを必要とする人等への対応を含め障がい特性に応じた事業所の参入を働きかけます。



(3) 日中活動系サービス

① 生活介護（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	73 人	75 人	74 人	76 人	77 人	77 人
	利 用 量	1,366 人日	1,435 人日	1,449 人日	1,520 人日	1,540 人日	1,540 人日
知的障がい	利用者数	151 人	171 人	179 人	182 人	185 人	188 人
	利 用 量	3,033 人日	3,476 人日	3,731 人日	3,640 人日	3,700 人日	3,760 人日
精神障がい	利用者数	3 人	3 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	利 用 量	41 人日	56 人日	77 人日	60 人日	60 人日	60 人日
合 計	利用者数	227 人	249 人	258 人	262 人	266 人	269 人
	利 用 量	4,440 人日	4,967 人日	5,257 人日	5,220 人日	5,300 人日	5,360 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

② 療養介護（月あたり）

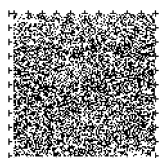
		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
合 計	利用者数	19 人	19 人	19 人	20 人	20 人	20 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

③ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	利 用 量	20 人日	5 人日	1 人日	22 人日	22 人日	22 人日
知的障がい	利用者数	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	利 用 量	57 人日	41 人日	41 人日	40 人日	40 人日	40 人日
精神障がい	利用者数	15 人	16 人	17 人	18 人	19 人	19 人
	利 用 量	308 人日	315 人日	320 人日	360 人日	380 人日	380 人日
合 計	利用者数	19 人	19 人	20 人	22 人	23 人	23 人
	利 用 量	385 人日	361 人日	362 人日	422 人日	442 人日	442 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



④ 就労移行支援（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人	4 人
	利 用 量	34 人日	43 人日	46 人日	45 人日	45 人日	60 人日
知的障がい	利用者数	16 人	17 人	14 人	17 人	18 人	19 人
	利 用 量	313 人日	292 人日	247 人日	306 人日	324 人日	342 人日
精神障がい	利用者数	9 人	9 人	15 人	15 人	19 人	22 人
	利 用 量	109 人日	147 人日	255 人日	225 人日	285 人日	330 人日
合 計	利用者数	27 人	29 人	32 人	35 人	40 人	45 人
	利 用 量	456 人日	482 人日	548 人日	576 人日	654 人日	732 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

⑤ 就労継続支援（月あたり）

【就労継続支援（A型）】

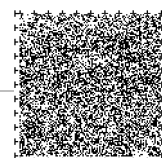
		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	14 人	19 人	20 人	19 人	19 人	19 人
	利 用 量	271 人日	370 人日	384 人日	380 人日	380 人日	380 人日
知的障がい	利用者数	9 人	14 人	14 人	11 人	11 人	12 人
	利 用 量	177 人日	269 人日	267 人日	220 人日	220 人日	240 人日
精神障がい	利用者数	25 人	33 人	34 人	37 人	38 人	40 人
	利 用 量	444 人日	575 人日	601 人日	666 人日	684 人日	720 人日
合 計	利用者数	48 人	66 人	68 人	67 人	68 人	71 人
	利 用 量	892 人日	1,214 人日	1,252 人日	1,266 人日	1,284 人日	1,340 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

【就労継続支援（B型）】

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	22 人	20 人	22 人	21 人	21 人	21 人
	利 用 量	350 人日	307 人日	350 人日	336 人日	336 人日	336 人日
知的障がい	利用者数	107 人	99 人	107 人	106 人	109 人	112 人
	利 用 量	1,977 人日	1,854 人日	1,977 人日	2,014 人日	2,071 人日	2,128 人日
精神障がい	利用者数	33 人	37 人	33 人	46 人	51 人	56 人
	利 用 量	449 人日	516 人日	449 人日	644 人日	714 人日	784 人日
合 計	利用者数	162 人	156 人	162 人	173 人	181 人	189 人
	利 用 量	2,776 人日	2,677 人日	2,776 人日	2,994 人日	3,121 人日	3,248 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



⑥ 就労定着支援（2018（平成 30）年度から新設）（月あたり）

サービスの内容

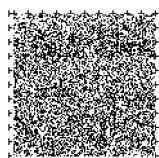
就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人について、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

		計画値		
		2018(平成 30)年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人
知的障がい	利用者数	1 人	3 人	5 人
精神障がい	利用者数	1 人	2 人	4 人
合計	利用者数	2 人	5 人	9 人

計画値確保のための方策

地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、医療的ケアを要する人等への対応を含め、障がい特性に応じた事業所の参入を働きかけます。

引き続き、利用者ニーズを把握して適切な情報の提供に努めます。



(4) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	10 人	10 人	12 人	10 人	10 人	10 人
知的障がい	利用者数	84 人	84 人	92 人	95 人	98 人	101 人
精神障がい	利用者数	4 人	4 人	3 人	4 人	4 人	4 人
合計	利用者数	98 人	98 人	107 人	109 人	112 人	115 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

② 施設入所支援（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	30 人	33 人	35 人	33 人	33 人	32 人
知的障がい	利用者数	68 人	65 人	70 人	68 人	64 人	61 人
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	利用者数	98 人	98 人	105 人	101 人	97 人	93 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

③ 自立生活援助（2018（平成 30）年度から新設）（月あたり）

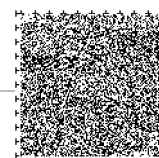
サービスの内容

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人等について、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間に渡る定期的な巡回訪問や随時要請を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどの援助を行います。

		計画値		
		2018(平成 30)年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	1 人	1 人	1 人
知的障がい	利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障がい	利用者数	1 人	1 人	1 人
合計	利用者数	3 人	3 人	3 人

計画値確保のための方策

保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実であることから、共同生活援助（グループホーム）等の充実に努めます。



(5) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 計画相談支援（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	5 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人
知的障がい	利用者数	11 人	44 人	50 人	52 人	54 人	56 人
精神障がい	利用者数	3 人	33 人	34 人	37 人	38 人	40 人
障がい児	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	利用者数	19 人	105 人	112 人	117 人	120 人	124 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

② 地域移行支援（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
知的障がい	利用者数	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
精神障がい	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
合計	利用者数	0 人	1 人	0 人	3 人	3 人	3 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

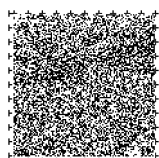
③ 地域定着支援（月あたり）

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
知的障がい	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
精神障がい	利用者数	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
合計	利用者数	3 人	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

計画値確保のための方策

大阪府と連携しながら、相談支援専門員の量的拡充と技術向上を推進するとともに、計画相談支援利用の増加をめざすため、障がい福祉サービス等利用者に周知します。



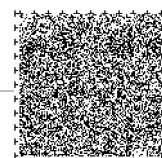
3 地域生活支援事業の計画値と確保の方策

(1) 相談支援事業

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
①基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
③障がい者相談支援事業	箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
④理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
⑤自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
⑥成年後見制度利用支援事業	利用者数	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
⑦成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

計画値確保のための方策

基幹相談支援センターを拠点とした、障がいの種別を問わない総合的な相談業務および権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。



(2) 意思疎通支援事業

実績値

		2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度	2017(平成 29) 年度
①手話通訳者派遣事業	実利用者数	44 人	53 人	17 人
	延利用者数	529 人	479 人	178 人
②要約筆記者派遣事業	実利用者数	2 人	1 人	1 人
	延利用者数	16 人	11 人	10 人
③手話通訳者設置事業	設置者数	2 人	2 人	2 人

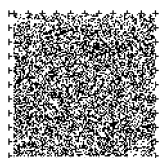
※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの実績値

計画値

		2018(平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
①手話通訳者派遣事業	実利用件数	516 件	519 件	522 件
	延利用時間	681 時間	685 時間	690 時間
②要約筆記者派遣事業	実利用件数	11 件	11 件	11 件
	延利用時間	30 時間	30 時間	30 時間
③手話通訳者設置事業	設置者数	2 人	2 人	2 人
④手話奉仕員養成研修事業	修了者数	25 人	25 人	25 人

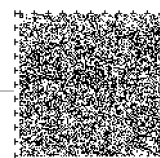
計画値確保のための方策

大阪府と連携しながら、登録手話通訳者・要約筆記者の人材育成・確保を図ります。引き続き、コミュニケーションが円滑に行われるよう、庁内に手話通訳士を配置します。



(3) 日常生活用具給付等事業（年間延べ）

			実績値			計画値		
			2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	①介護・訓練支援用具	件数	5 件	5 件	2 件	7 件	7 件	6 件
	②自立生活支援用具	件数	32 件	25 件	11 件	28 件	27 件	27 件
	③在宅療養等支援用具	件数	6 件	20 件	9 件	20 件	20 件	20 件
	④情報・意思疎通支援用具	件数	14 件	14 件	9 件	17 件	17 件	17 件
	⑤排せつ管理支援用具	件数	2,365 件	2,491 件	696 件	2,471 件	2,454 件	2,441 件
	⑥住宅改修費	件数	2 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
	合計	件数	2,424 件	2,555 件	727 件	2,544 件	2,526 件	2,512 件
知的障がい	①介護・訓練支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	②自立生活支援用具	件数	0 件	2 件	2 件	1 件	2 件	2 件
	③在宅療養等支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	④情報・意思疎通支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	⑤排せつ管理支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	⑥住宅改修費	件数	—	—	—	—	—	—
	合計	件数	0 件	2 件	2 件	1 件	2 件	2 件
精神障がい	①介護・訓練支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	②自立生活支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	③在宅療養等支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	④情報・意思疎通支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	⑤排せつ管理支援用具	件数	—	—	—	—	—	—
	⑥住宅改修費	件数	—	—	—	—	—	—
	合計	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

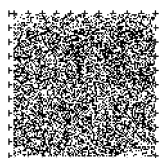


			実績値			計画値		
			2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
障がい児	①介護・訓練支援用具	件数	0 件	3 件	0 件	1 件	1 件	1 件
	②自立生活支援用具	件数	2 件	0 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	③在宅療養等支援用具	件数	0 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
	④情報・意思疎通支援用具	件数	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
	⑤排せつ管理支援用具	件数	196 件	178 件	44 件	182 件	185 件	185 件
	⑥住宅改修費	件数	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	合計	件数	198 件	182 件	47 件	188 件	191 件	191 件
合計	①介護・訓練支援用具	件数	5 件	8 件	2 件	8 件	8 件	7 件
	②自立生活支援用具	件数	34 件	27 件	15 件	31 件	31 件	31 件
	③在宅療養等支援用具	件数	6 件	21 件	9 件	21 件	21 件	21 件
	④情報・意思疎通支援用具	件数	14 件	14 件	9 件	18 件	18 件	18 件
	⑤排せつ管理支援用具	件数	2,561 件	2,669 件	740 件	2,653 件	2,639 件	2,626 件
	⑥住宅改修費	件数	2 件	0 件	1 件	2 件	2 件	2 件
	合計	件数	2,622 件	2,739 件	776 件	2,733 件	2,719 件	2,705 件

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの実績値

計画値確保のための方策

用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への事業の周知に努めます。



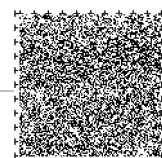
(4) 移動支援事業

		実績値			計画値		
		2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
身体障がい	利用者数 (年あたり)	28 人	26 人	23 人	28 人	27 人	27 人
	利用量 (年間延べ)	3,891 時間	3,435 時間	1,177 時間	3,935 時間	3,908 時間	3,888 時間
知的障がい	利用者数 (年あたり)	123 人	144 人	124 人	154 人	158 人	163 人
	利用量 (年間延べ)	17,687 時間	22,491 時間	8,416 時間	23,984 時間	24,685 時間	25,386 時間
精神障がい	利用者数 (年あたり)	25 人	23 人	20 人	26 人	27 人	29 人
	利用量 (年間延べ)	2,128 時間	2,199 時間	768 時間	2,481 時間	2,588 時間	2,695 時間
障がい児	利用者数 (年あたり)	26 人	17 人	13 人	22 人	22 人	21 人
	利用量 (年間延べ)	2,864 時間	2,032 時間	692 時間	2,150 時間	2,209 時間	2,239 時間
合計	利用者数 (年あたり)	202 人	210 人	180 人	230 人	234 人	240 人
	利用量 (年間延べ)	26,570 時間	30,157 時間	11,053 時間	32,550 時間	33,390 時間	34,208 時間

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値

計画値確保のための方策

障がいのある人の余暇活動支援の一環として重要な役割を果たしていることから、事業の周知に努めます。また、移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。



(5) 地域活動支援センター事業

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用人数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 8 月までの平均値

計画値確保のための方策

障がいのある人が地域で安心して生活していけるよう、支援の充実および事業の周知に努めます。

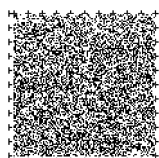
(6) 訪問入浴サービス事業

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
延べ人数	23 人	32 人	16 人	48 人	48 人	48 人
利用回数	143 回	212 回	119 回	360 回	360 回	360 回

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値

計画値確保のための方策

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、利用者のニーズや利便性に配慮した円滑な事業実施に努めます。



(7) 日中一時支援事業

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
延べ利用日数	390 日	367 日	134 日	380 日	380 日	380 日

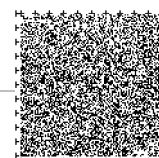
※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの実績値

計画値確保のための方策

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を目的とした支援を行えるよう、利用者のニーズや利便性に配慮した円滑な事業実施に努めます。

(8) 社会参加促進事業

レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の交流を図ることや、点訳、音声訳等の方法による情報の提供等、障がいのある人への社会参加を促進する事業を実施します。





第 6 章

第 1 期障がい児福祉計画

1 第 1 期計画の目標と実現に向けた取組

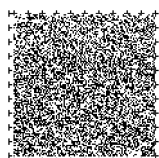
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても構わない。	国基準に沿った目標設定とし、2020 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置すること。	本市では、南河内南圏域で 1 箇所設置済みですが、今後も、ニーズ量を見極めながら、実施体制について検討します。

② 保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。	2020 年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。その際には、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるように努めること。	本市では、設置済みの児童発達支援センターを含む 4 箇所において、保育所等訪問支援を実施していますが、今後も、ニーズ量を見極めながら、支援体制の充実について検討します。

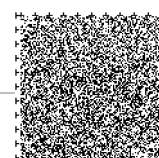


③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2020 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること。	大阪府が設定した 2020 年度末までの目標数を踏まえて市町村ごとに目標値を設定すること。	本市では、それぞれ1箇所ずつ確保済みですが、今後もニーズ量を見極めながら、確保体制について検討します。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	大阪府の基本的な考え方	本市の目標
2018（平成 30）年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。	2018（平成 30）年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用することなどにより「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置すること。	本市では、地域自立支援協議会にて設置済みですが、2018（平成 30）年度末までに、協議の場において、関連分野の支援を調整するコーディネーターの参加を含め、体制の充実を図ります。



2 障がい児通所支援等の計画値と確保の方策

(1) 児童発達支援（月あたり）

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	56 人	66 人	85 人	95 人	105 人	115 人
利 用 量	624 人日	625 人日	896 人日	950 人日	1,050 人日	1,150 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

(2) 医療型児童発達支援（月あたり）

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
利 用 量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

(3) 放課後等デイサービス（月あたり）

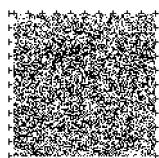
	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	107 人	139 人	164 人	190 人	214 人	235 人
利 用 量	1,346 人日	1,901 人日	2,348 人日	2,660 人日	2,996 人日	3,290 人日

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

(4) 保育所等訪問支援（月あたり）

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用回数	3 人	5 人	6 人	7 人	7 人	6 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値



(5) 障がい児相談支援（月あたり）

	実績値			計画値		
	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	2 人	15 人	24 人	22 人	25 人	27 人

※2017（平成 29）年度の実績値は、2017（平成 29）年 4 月から 7 月までの平均値

(6) 居宅訪問型児童発達支援(2018(平成 30)年度より新設)（月あたり）

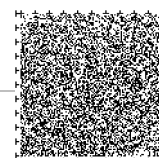
サービスの内容

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対する発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

	2018(平成 30)年度	2019 年度	2020 年度
利 用 量	1 回	1 回	1 回

計画値確保のための方策

実施事業所の確保を図るため、障がい児通所支援サービス事業への参入を呼びかけるとともに、利用が促進されるよう、事業の周知に努めます。



3 子ども・子育て支援等の計画値と提供体制

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

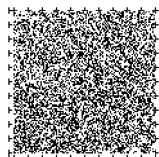
障がいのある子どもについては、「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容および水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障がいのある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がいのある子どもの子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。

(2) 子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業の利用量の見込みや提供体制については、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」において、2019年度末までの、障がいのある子どもも含めた子ども全体の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら進めていきます。

	計画値	
	2018(平成30)年度	2019年度
幼稚園	1,275 人	1,234 人
保育所・認定こども園	【3歳以上】977 人 【1・2歳】640 人 【0歳】207 人	【3歳以上】946 人 【1・2歳】599 人 【0歳】203 人
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	【低学年】740 人 【高学年】216 人	【低学年】742 人 【高学年】221 人
延長保育事業	171 人日／年	164 人日／年

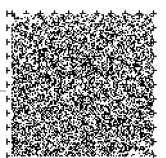


	計画値	
	2018(平成 30)年度	2019 年度
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	37,737 人日／年	36,524 人日／年
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	5,077 人日／年	4,892 人日／年
地域子育て支援拠点事業	1,999 人回／月	2,057 人回／月
乳児家庭全戸訪問事業	647 人／年	624 人／年
養育支援訪問事業	12 人／年	12 人／年

※計画値については「富田林市子ども・子育て支援事業計画」における利用量の見込みとしている。

提供体制

「富田林市子ども・子育て支援事業計画」には、障がいのある子どもも含めた子ども全体について提供体制を定めていることから、各事業における障がいのある子どもの利用にあたっては合理的な配慮がなされ、円滑なサービス利用につながるよう体制整備を行います。





計画の推進

1 国、大阪府、近隣市町村との連携

本計画の内容は、本市単独で対応できないものも含まれています。国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の市町村と協働することで、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

2 市民、民間団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の協力を得ることが不可欠であり、市は、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民、民間団体、事業者の取組を積極的に支援していきます。

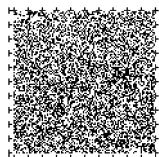
3 人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、多様化する障がい者ニーズに対応できるよう、富田林市障がい者地域自立支援協議会との連携により、介護従事者等の育成および技術の向上を推進します。

また、福祉サービス事業所等に対して情報提供等を行い、新規事業者の参入を促進し、人材の確保に努めます。

4 点検および評価の考え方

本計画の推進にあたっては、計画期間中の各年度における目標値の達成状況を、富田林市障がい者施策推進協議会において点検および評価を行い、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。





資料編

1 策定経過

(1) 各種調査概要

① アンケート調査（2016（平成 28）年 10 月～11 月）

- ・本市在住の障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者から、1,500 人に発送
- ・回答 906 人（60.4%）

② 指定特定相談支援事業所等のアンケート調査（2017（平成 29）年 3 月）

- ・市内にある指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所の 8 事業所
- ・アンケートの提出

③ 障がい者団体ヒアリング調査（2017（平成 29）年 3 月）

- ・本市で活動されている 4 団体
- ・調査票の提出およびヒアリングの実施

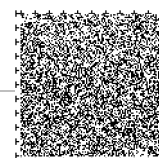
④ パブリックコメント（2018（平成 30）年 1 月）

- ・意見提出者 4 通、意見数 18 件

(2) 協議会

① 富田林市障がい者施策推進協議会

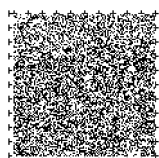
- ・障がいのある人の代表 3 名、障がい福祉に関する事業に従事する人 2 名、学識経験者 5 名、市議会議員代表 1 名、関係行政機関の職員 3 名、オブザーバー 1 名で構成
- ・2016（平成 28）年 8 月から 2018（平成 30）年 2 月まで計 6 回開催



②富田林市障がい者地域自立支援協議会 代表者会議

- ・障がいのある人等及びその家族 1 名、委託相談支援事業者 3 名、障がい福祉サービス事業者 1 名、保健・医療関係者 1 名、教育・保育関係者 2 名、就労・雇用関係者 2 名、権利擁護関係者 1 名、関係行政機関の職員 1 名、学識経験者 1 名、市の職員 5 名、オブザーバー 1 名で構成。
- ・ 2018（平成 30）年 2 月に開催。

日程	内容
2016（平成 28）年 8 月 31 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 1 回）
2016（平成 28）年 10 月 25 日～ 11 月 30 日	アンケート調査実施
2017（平成 29）年 2 月 1 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 2 回）
2017（平成 29）年 3 月 7 日～24 日	指定特定相談支援事業所等アンケート調査実施
2017（平成 29）年 3 月 23 日～24 日	障がい者団体ヒアリング調査実施
2017（平成 29）年 7 月 5 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 3 回）
2017（平成 29）年 10 月 4 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 4 回）
2017（平成 29）年 11 月 15 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 5 回）
2018（平成 30）年 1 月 4 日～31 日	パブリックコメント
2018（平成 30）年 2 月 7 日	富田林市障がい者地域自立支援協議会 代表者会議
2018（平成 30）年 2 月 28 日	富田林市障がい者施策推進協議会（第 6 回）



2 富田林市障害者施策推進協議会条例

(1) 富田林市障害者施策推進協議会条例

昭和 52 年条例第 36 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、本市に富田林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(費用弁償)

第 5 条 委員の費用弁償は、富田林市職員旅費支給条例(昭和 52 年条例第 5 号)に準じて支給する。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 24 号)

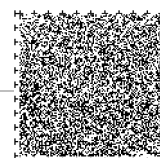
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年条例第 17 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。



(2) 富田林市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 52 年規則第 25 号

第 1 条 この規則は、富田林市障害者施策推進協議会条例（昭和 52 年条例第 36 号）第 7 条の規定に基づき、富田林市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第 4 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課がこれにあたる。

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 29 号）

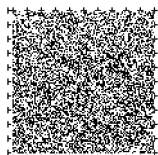
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 20 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 17 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。



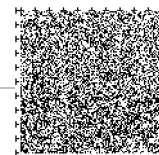
3 富田林市障がい者施策推進協議会 委員名簿

任期：2017（平成29）年11月1日～2019年10月31日

選出区分	氏名	備考
市議会議員 (1号委員)	高山 裕次	市議会 建設厚生常任委員会 委員長
識見を有する者 (2号委員)	國定 慶太	富田林医師会 理事
	宋 連玉	富田林歯科医師会 理事
	端山 弘明	富田林市社会福祉協議会 会長
	山崎 修平	富田林市民生委員児童委員協議会 副会長
	木下 佳信	富田林人権擁護委員協議会富田林市地区委員会 常務委員
関係行政機関の職員 (3号委員)	大家 角義	大阪府富田林保健所 参事兼地域保健課 課長
	村田 憲司	河内長野公共職業安定所 所長
	奥野 恵一	富田林市立東条小学校 校長
障がい者 (4号委員)	扶川 始	富田林市身体障害者福祉協会 会長
	宮崎 幸美	前 富田林市心身障害児（者）父母の会 会長
	都留 秀行	富田林地区精神障害者家族会ときわぎ会 会長
障がい者の福祉に関する 事業に従事する者 (5号委員)	久保田 全孝	大阪府障害者福祉事業団 理事長
	的場 政一	四天王寺和らぎ苑 事務局長
オブザーバー	丸橋 正子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

○富田林市障がい者施策推進協議会 前任 委員名簿

選出区分	氏名	備考
市議会議員 (1号委員)	西川 宏郎	市議会 文教厚生常任委員会 委員長 (2017（平成29）年5月31日まで)
識見を有する者 (2号委員)	入船 盛弘	富田林医師会 理事 (2017（平成29）年10月31日まで)
	原山 信雄	富田林市民生委員児童委員協議会 副会長 (2016（平成28）年11月30日まで)
	鈴木 善勝	富田林人権擁護委員協議会富田林市地区委員会 (2017（平成29）年10月31日まで)
関係行政機関の職員 (3号委員)	鹿島 浩	富田林市立藤沢台小学校 校長 (2017（平成29）年3月31日まで)
オブザーバー	富田 和士	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 総括主査 (2017（平成29）年3月31日まで)



第 5 期富田林市障がい福祉計画・
第 1 期富田林市障がい児福祉計画

発 行 年 月 : 2018 (平成 30) 年 3 月

編集・発行 : 富田林市子育て福祉部障がい福祉課

〒584-8511 富田林市常盤町 1 番 1 号

電 話 : 0721-25-1000

F A X : 0721-25-3123

<http://www.city.tondabayashi.lg.jp/>

E - m a i l : fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

